

総行行第67号
平成24年5月1日

各都道府県知事 殿
各都道府県議会議員 殿

総務大臣

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成24年政令第136号）及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第137号。以下「改正令」という。）は、平成24年4月25日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。以下「改正法」という。）のうち議決事件の拡大に関する事項は、平成24年5月1日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成23年5月2日付け総行行第57号・総行市第51号各都道府県知事あて総務大臣通知）により示したところですが、改正令の内容は、改正法の一部の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定めたものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の内容

- 1 法第96条第2項の規定に基づき、法定受託事務に係る事件のうち、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第121条の3に掲げるものとする（令第121条の3関係）。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 その他

令第121条の3に定めるもののほか、法第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとするができる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることに留意されたい。

◆地方自治法施行令の一部を改正する政令の概要

1 政令改正理由

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の一部の施行に伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定める必要があるからである。

2 政令改正の概要

議会機能を充実・強化するため、法定受託事務に係る事件についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとしたことに伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定めるものである。

【今回政令で定める事務の例】

- ① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の規定により
 - ・ 知事が防衛大臣に対して行う自衛隊部隊等の派遣要請に係る事務(15①)
 - ・ 知事が要避難地域の住民に対する避難指示を行った旨の通知を受けた場合の避難先市町村が行う受け入れに係る事務(54⑥)
 - ・ 知事が医師、看護師その他の医療関係者に対して行う、避難住民等への医療提供要請(85①)
 - ・ 地方公共団体の長が行う日本赤十字社の外国人に関する安否情報の収集活動に対する協力(96②)
 - ・ 知事及び市町村長が行う、他の市町村から避難住民等を受け入れたときの備蓄物資又は資材の供給に係る事務(143) 等
- ② 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定により都道府県知事が厚生労働大臣に対し協議して定める救助の程度、方法及び期間に係る事件

3 施行日

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の一部の施行の日(平成24年5月1日)

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

一 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適當でないものを定めること。

（第二百二十一条の三関係）

二 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条ただし書の規定に係る規定の施行の日（平成二十四年五月一日）から施行すること。（附則関係）

政令第三百三十七号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百五条」を「第二百二十三条」に、「第二百二十六条」を「第二百二十四条」に改める。

第二編第三章中第二百二十一条の三の二を第二百二十一条の五とし、第二百二十一条の三を第二百二十一条の四とし、第二百二十一条の二の次に次の一条を加える。

第二百二十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとするのが適當でないものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第八条

第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項（同法第七十七条第三

項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第十八条第二項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び第八十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第十五条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第十六条第四項及び第五項（これらの規定を同法第七十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十条（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十九条第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第五十四条第六項（同法第五十八条第六項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び第八十三条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項から第三項まで、第五十九条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第十二条第四項（同条第五項及び同法第六十九条第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十三条、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第二項、第七十七条第三項、第八十一条第一項及び第四項、第八十五条第一項、第八十九条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第四項、第六項及び第七項並びに第二百二条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定、同法第一百五十三条第十項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十条第二項及び第三項並びに第九十九条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第三百三十四条第二項及び第三百三十九条から第四百一条まで（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百二十二条、第四百三十三条及び第四百四十四条（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百四十五条並びに第五百十一条第一項並びに第五百十二条第一項及び第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

第四百四十条の五第一項中「第二百十一条の三第一項」を「第二百十一条の四第一項」に改め、同条第二項中「第二百十一条の三第二項」を「第二百十一条の四第二項」に改める。

附 則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月一日）から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとすることが適当でないものを定める必要があるからである。

総行行第68号
平成24年5月1日

各都道府県総務部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

地方自治法第96条第2項に基づき法定受託事務を
議決事件とする場合の考え方について(通知)

地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第137号。以下「改正令」という。)等の公布及び施行については、「地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)」(平成24年5月1日付け総行行第67号各都道府県知事・各都道府県議会議長宛て総務大臣通知。以下「施行通知」という。)によりお示ししたところです。

施行通知中第2においては、改正令による改正後の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の3に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとする事ができる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることを留意事項としているところです。

これを踏まえ、法定受託事務の根拠条項のうち所管府省から議決事件の対象となり得るかどうかについて検討を要するとの申し出があったものについて所管府省と共に個別に検討を行った結果、各条項の事務分類の考え方をとりまとめましたので、参考のため下記及び別紙のとおりお知らせします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の議決すべきものとする事ができる事項には、従前より、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限

として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されているところである。

上記の解釈は、自治事務であるか法定受託事務であるかにかかわらず妥当するものと考えられることから、改正令の立案にあたって、当該解釈を踏まえ所管府省から申し出のあった具体の事務を検討した。その結果、議決事件の対象とならないと解される事務については以下のように考えられる。

I 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体に執行が義務付けられている事務であって、その執行について改めて団体としての判断の余地がなく、いわば機械的に行わなければならないもの（Iの事務）

II Iの事務以外の事務であって、法令によって長その他の執行機関の権限に属することとされているものや、事務の性質等から、当然に長その他の執行機関の権限に専ら属すると解されるもの（IIの事務）

2 上記Iの事務の例としては、以下の類型が考えられる。なお、以下の類型に該当する事務であっても、事務の執行について改めて団体としての判断の余地があり、機械的に行うものとまでは言えないもの等は上記Iの事務から除かれると考えられる。

例： 公示、公告、表示、掲示、縦覧、情報開示、公表、通報、送付、送達、届出、経由事務、受理、帳簿作成、調製、記入、記録、登録、抹消、交付、保管、保存

3 上記IIの事務の例としては、以下の類型が考えられる。

(1) 長の権限に専属することが条文上明らかな事務

・ 法令の条文から長の権限に専属する事項であることが明らかなもの

ア. 事務処理の詳細を規則に委任している事務

例：「長は、規則を定め～を行う。」

イ. 長に執行を委ね議会には事後の報告を課している事務

例：「長は、～を行ったときは、これを議会に報告する。」 等

(2) 専門性を有する職員が行うこととされている事務

・ 家畜防疫員のように専門性を有する職員が行うこととされている事務であって、当該法令の条文から、判断権限をこれらの専門的知見を有する者に委ねていると解される事務

(3) 審査庁としての知事や仲裁委員等が行う事務

・ 審査請求における審査庁としての知事や仲裁委員等が行う事務であって、当該法令の趣旨から、行政処分を行った行政庁や審査請求の当事者から独立した立場において事案を処理することが予定されている事務

(4) 多元的執行機関が排他的権限に基づき行う事務

・ 選挙管理委員会の行う国政選挙等における選挙事務等や、収用委員会の行

う土地収用の裁定等であって、多元的執行機関の専門的・中立的性格に照らし排他的に付与された権限に基づいて処理する事務

(5) 許認可等の処分

- ・ 法律又はこれに基づく政令に根拠を有する許認可等の処分（公権力の行使に当たる事実上の行為を含む。）であって、当該法律又はこれに基づく政令において議会の議決に係らしめる特段の定めがない事務

(6) 現場において即時の対応を要する執行段階の事務

- ・ 窓口における申請者に対する確認や期限の決定等の事務、調査、検査、情報収集、意見聴取等の事務及び災害現場等における対応等の事務であって、当該法令の趣旨から即時対応を要する執行段階の事務として議決を経ることが想定されない事務

(7) 公物管理者の具体的な管理事務

- ・ 公物管理法における長等の公物管理者の事務であって、取締行為等の具体的な管理事務

(8) 財務関係の事務

- ・ 入札・契約、給付金の支給、国税徴収の例で行う滞納処分等の財務関係の事務（法第96条第1項に係るものを除く。）

(9) 人事関係の事務

- ・ 職員の配置及び服務に関する事務、職員の派遣に関する事務等の任命権者としての長等の権限に関する事務

4 改正令に規定した「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないもの」は、上記Ⅰ又はⅡに該当する事務以外の事務であって、地方公共団体が当該事務を執行するにあたり議会の議決事件とする余地はあるものの、議決事件の対象とすることが適当でないものとして、以下の類型に該当するものを規定したものである。（Ⅲの事務）

(1) 国家の安全、外交その他国家の存立に直接関わるもの

(2) 緊急時又は切迫している状況における国民の生命、身体、財産等の保護に関するもの

5 法第96条第2項に基づき、条例により議会の議決すべきものとするのできる事項はⅠからⅢまでに分類される事務以外の事務と考えられる。（Ⅳの事務）

この結果、一般的には、法定計画の策定、工事に係る費用の一部負担額の決定や、損失補償について相手側と行う協議等が考えられる。

法定受託事務の事務分類の考え方に基づく各条項の分類結果

※ 以下の各条項の分類は、法定受託事務の根拠条項のうち所管府省から議決事件の対象となり得るかどうかについて検討を要するとの申し出があったものについて所管府省と共に個別に検討を行った結果である。

【内閣官房】

◆武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

事務分類	条 項
I 又は II	第2条第2項、第12条第2項、第13条、第14条第2項、第17条第2項、第19条、第32条第5項、第33条第6項（同法第34条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）、第35条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）、第37条第4項及び第39条第4項において準用する場合を含む。）、第34条第1項及び第2項、同条第34条第4項から第6項まで（これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。）、第35条第1項及び第2項、同条第4項から第6項まで（これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。）、第37条第1項、同条第2項（第182条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）、同条第3項、第39条第1項、同条第2項（第182条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）、同条第3項、第41条、第46条（同法第52条第7項（同法第53条第3項において準用する場合を含む。）及び第105条第8項において準用する場合を含む。）、第47条第1項、第54条第1項、同条第3項（同法第58条第4項において準用する場合を含む。）、第54条第5項、同条第7項（同法第55条第3項並びに第58条第7項及び第9項において準用する場合を含む。）及び第8項（同法第55条第3項において準用する場合を含む。）、第55条第1項及び第2項、第58条第5項及び第8項、第61条第1項（意見聴取）及び第3項、第62条第1項（同法第69条第2項において準用する場合を含む。）、同条第2項及び第3項（これらの規定を同条第5項及び第69条第2項において準用する場合を含む。）、第64条第2項及び第3項、第66条第1項（同法第67条第5項において準用する場合を含む。）、第67条第2項から第4項まで（同法第69条第2項において準用する場合を含む。）、第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第71条第1項、第72条、第73条第2項及び第4項（同法第79条第2項において準用する場合を含む。）、第76条第1項、第79条第1項、第80条第1項、第81条第2項及び第3項、第82条、第83条第1項、第84条、第85条第2項、第86条、第87条の規定、第89条第3項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第3項及び第4項の規定、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」と

	<p>いう。) 第 94 条第 1 項及び第 2 項、第 95 条第 1 項、第 97 条第 3 項、第 98 条第 2 項から第 5 項まで、第 99 条、第 100 条第 1 項及び第 3 項並びに第 103 条第 2 項から第 4 項まで（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定、第 104 条において読み替えて適用される石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 23 条及び第 25 条の規定、同法第 105 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、同条第 3 項、第 6 項、第 10 項及び第 11 項並びに同条第 13 項において準用する原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 25 条第 2 項の規定、第 108 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 109 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を同条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 111 条第 1 項及び第 2 項、第 112 条第 1 項及び第 2 項、同条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 9 項において準用する場合を含む。）、同条第 5 項及び第 6 項並びに第 113 条第 1 項から第 3 項までの規定、同法第 113 条第 4 項において準用する災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 64 条第 3 項から第 5 項までの規定、法第 113 条第 5 項において準用する災害対策基本法第 64 条第 7 項及び第 8 項の規定、法第 114 条第 1 項及び第 2 項、第 115 条第 1 項、第 117 条、第 118 条、第 119 条第 2 項から第 4 項まで、第 120 条、第 123 条第 1 項並びに第 124 条第 3 項及び第 4 項の規定、法第 125 条第 2 項において準用する文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 188 条第 3 項の規定、法第 125 条第 6 項において準用する文化財保護法第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定並びに法第 125 条第 7 項、第 127 条第 1 項及び第 2 項、第 148 条、第 151 条第 2 項、同条第 3 項（同法第 152 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 153 条、第 154 条において準用する災害対策基本法第 32 条の規定、法第 156 条、第 157 条第 2 項及び第 3 項、第 158 条第 2 項及び第 3 項、第 159 条第 2 項、第 164 条、第 165 条第 1 項及び第 2 項、第 166 条、第 167 条第 1 項及び第 2 項、第 168 条第 3 項、第 182 条第 2 項（同条第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに第 184 条第 3 項（これらの規定のうち第 183 条に掲げる規定を同条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）</p>
IV	<p>第 159 条第 1 項、第 160 条第 1 項及び第 2 項並びに第 161 条第 2 項の規定（これらの規定を同法第 183 条において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）</p>

◆武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>第 2 条において準用する災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。）第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定、第 11 条において準用する災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 23 条の規定、令第 15 条、第 16 条、第 31 条第 1 項から第 3 項まで（同条第 4 項において</p>

	準用する場合を含む。)、第 32 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 33 条第 1 項、第 34 条第 2 項及び第 4 項、第 37 条、第 39 条、第 40 条第 1 項及び第 2 項 (通知)、第 42 条第 1 項、同条第 2 項 (通知)、第 44 条第 1 項及び第 2 項、同条第 3 項 (通知) (これらの規定を第 52 条において準用する場合を含む。)) 並びに第 46 条第 1 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。)) の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 (都道府県警察が処理することとされているものを除く。)
IV	第 40 条第 2 項 (損失補償額の決定)、第 42 条第 2 項 (弁償の有無及び弁償額の決定) 及び第 44 条第 3 項 (補償額の決定) の規定 (これらの規定を第 52 条において準用する場合を含む。)) 並びに第 46 条第 1 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。)) の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 (都道府県警察が処理することとされているものを除く。)

【警察庁】

- ◆犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和 55 年法律第 36 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

- ◆オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成 20 年法律第 80 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

【総務省】

- ◆人口動態調査令 (昭和 21 年勅令第 447 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条から第 5 条までの規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務

- ◆地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 都道府県が第 3 条第 6 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項（第 8 条第 3 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 9 条第 1 項及び第 2 項（同条第 11 項において準用する場合を含む。）並びに第 5 項及び第 9 項（同条第 11 項及び第 9 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。）、第 9 条の 2 第 1 項及び第 5 項並びに第 9 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定により処理することとされている事務、第 245 条の 4 第 1 項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第 2 号法定受託事務である場合においては、同条第 2 項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第 245 条の 5 第 3 項の規定により処理することとされている事務、第 245 条の 7 第 2 項、第 245 条の 8 第 12 項において準用する同条第 1 項から第 4 項まで及び第 8 項並びに第 245 条の 9 第 2 項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第 1 号法定受託事務に係るものに限る。）、第 252 条の 17 の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 252 条の 17 の 4 第 1 項（第 291 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第 252 条の 17 の 5 第 1 項の規定により処理することとされている事務（同条第 2 項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第 252 条の 17 の 6 第 2 項及び第 252 条の 17 の 7 の規定により処理することとされている事務、第 255 条の 2 の規定により処理することとされている事務（第 1 号法定受託事務に係るものに限る。）、第 261 条第 2 項から第 4 項までの規定により処理することとされている事務、第 284 条第 2 項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第 3 項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第 286 条第 1 項及び第 2 項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第 288 条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第 291 条の 10 第 1 項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第 3 項の規定により処理することとされている事務並びに第 262 条第 1 項において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務（第 1 号法定受託事務）</p> <p>二 都が第 281 条の 4 第 1 項、第 2 項（同条第 9 項及び第 11 項において準用する場合を含む。）、第 8 項及び第 10 項の規定により処理することとされている事務（第 1 号法定受託事務）</p> <p>三 市町村が第 261 条第 2 項から第 4 項までの規定により処理することとされている事務及び第 262 条第 1 項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務（第 1 号法定受託事務）</p> <p>四 市町村が第 74 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 5 項、第 6 項及び第 10 項</p>

(第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項において準用する場合を含む。)並びに第 74 条の 3 第 3 項 (第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務 (都道府県に対する請求に係るものに限る。)並びに第 85 条第 1 項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務 (第 76 条第 3 項の規定による都道府県の議会の解散の投票並びに第 80 条第 3 項及び第 81 条第 2 項の規定による都道府県の議会の議員及び長の解職の投票に関するものに限る。)(第 2 号法定受託事務)

◆地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 都道府県が第 5 条第 1 項後段、第 6 条、第 180 条第 1 項から第 3 項まで、第 181 条、第 182 条第 2 項において準用する同条第 1 項、同条第 3 項、第 183 条並びに第 188 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により処理することとされている事務並びに第 184 条において準用する公職選挙法施行令 (昭和 25 年政令第 89 号) の規定及び第 188 条の 2 第 3 項 の規定により適用する地方自治法第 261 条第 3 項 の賛否の投票に関する規定により処理することとされている事務 (第 1 号法定受託事務)</p> <p>二 都が第 209 条第 2 項において準用する第 5 条第 1 項後段及び第 6 条の規定により処理することとされている事務 (第 1 号法定受託事務)</p> <p>三 市町村が第 180 条第 1 項、第 181 条、第 182 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 183 条第 1 項並びに第 188 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により処理することとされている事務並びに第 184 条において準用する公職選挙法施行令の規定及び第 188 条の 2 第 3 項 の規定により適用する地方自治法第 261 条第 3 項 の賛否の投票に関する規定により処理することとされている事務 (第 1 号法定受託事務)</p> <p>四 市町村が第 91 条第 2 項及び第 4 項、第 92 条第 3 項、第 93 条の 2 第 1 項、第 94 条第 3 項及び第 4 項並びに第 95 条の 2 の規定 (第 99 条、第 100 条、第 110 条、第 116 条及び第 121 条において準用する場合を含む。)により処理することとされている事務 (都道府県に対する請求に係るものに限る。)、第 100 条の 2 第 2 項、第 104 条第 2 項、第 107 条第 1 項第 3 号及び第 3 項並びに第 109 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定 (第 113 条及び第 116 条の 2 において準用する場合を含む。)並びに第 109 条の 3 第 3 項 (第 113 条及び第 116 条の 2 において準用する場合を含む。)において適用する普通地方公共団体の議会の解散の投票に関する規定により処理することとされている事務 (都道府県に対する請求に係るものに限る。)並びに第 106 条、第 114 条及び第 117 条において準用する公職選挙法施行令 の規定により処理することとされている事務 (都道府県に対する請求に係るものに限る。)(第 2 号法定受託事務)</p>

◆最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和 22 年法律第 136 号)

事務分類	条 項
------	-----

I 又は II	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
---------	---------------------------------

◆最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第 122 号）

事務分類	条 項
I 又は II	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

◆公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの。（第 1 号法定受託事務）</p> <p>一 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 都道府県が第 143 条第 17 項の規定により処理することとされている事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「国の選挙の公職の候補者等」という。）及び第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）で当該国の選挙の公職の候補者等に係るものの政治活動のために掲示される第 143 条第 16 項第 1 号に規定する立札及び看板の類に係る事務に限る。）、第 147 条の規定により処理することとされている事務（国の選挙の公職の候補者等及び当該国の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）、第 148 条第 2 項及び第 201 条の 7 第 2 項の規定により処理することとされている事務、第 201 条の 11 第 2 項の規定により処理することとされている事務（第 201 条の 6 第 1 項ただし書（第 201 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により開催される政談演説会に係る事務に限る。）、第 201 条の 11 第 4 項の規定により処理することとされている事務（第 201 条の 7 第 2 項において準用する第 201 条の 6 第 1 項ただし書の規定により掲示されるポスターに係る事務に限る。）、第 201 条の 11 第 8 項の規定により処理することとされている事務（第 201 条の 6 第 1 項ただし書（第 201 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により掲示される立札及び看板の類に係る事務に限る。）並びに第 201 条の 11 第 11 項及び第 201 条の 14 第 2 項の規定により処理することとされている事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る。）</p> <p>三 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>四 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>五 市町村が第 147 条の規定により処理することとされている事務（国の選挙の公職の候補者等及び当該国の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第 201 条の 11 第 11 項及び第 201 条の 14 第 2 項の規定により処理することとされて</p>

	<p>いる事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る。）</p> <p>2 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの。（第2号法定受託事務）</p> <p>一 都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第147条の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第201条の11第11項及び第201条の14第2項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る。）</p>
--	--

◆公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの。（第1号法定受託事務）</p> <p>一 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 都道府県が第19条第3項及び第22条（これらの規定を第23条の16において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第23条の2第2項の規定により処理することとされている事務並びに第110条の5第4項及び第5項の規定により処理することとされている事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この号において「国の選挙の公職の候補者等」という。）及び法第199条の5第1項に規定する後援団体で当該国の選挙の公職の候補者等に係るものの政治活動のために掲示される法第143条第16項第1号に規定する立札及び看板の類に係る事務に限る。）</p> <p>三 都道府県、指定都市又は中核市が第59条の2第1号及び第2号並びに第59条の3の2第1項の規定により処理することとされている事務</p> <p>四 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>五 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>六 市町村が第59条の3第1項、第4項及び第5項、第59条の3の2第2項及び第4項から第6項まで並びに第59条の3の3第1項及び第3項の規定により処理することとされている事務</p> <p>2 この政令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務（第2号法定受託事務）</p>

◆恩給法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 87 号）

事務分類	条 項
I 又は II	附則第 7 項又は第 10 項の規定により恩給法（大正 12 年法律第 48 号）第 12 条に規定する局長以外の者たる都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務

◆国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 12 条第 3 項及び第 4 項並びに第 15 条第 1 項の規定により都道府県が行うこととされている事務 二 第 6 条第 3 項から第 6 項まで、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 3 項、第 11 条、第 12 条第 1 項から第 3 項まで、第 13 条第 1 項並びに第 15 条第 2 項の規定により市町村が行うこととされている事務

◆日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）

事務分類	条 項
I 又は II	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

◆日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成 22 年政令第 135 号）

事務分類	条 項
I 又は II	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

◆地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 章の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 4 条第 1 項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）（第 1 号法定受託事務） 二 第 4 条第 1 項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務（第 2 号法定受託事務）

【法務省】

- ◆国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 22 年法律第 194 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条第 3 項（第 9 条で準用する場合を含む。）に規定する職員に係るもの並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項（第 9 条で準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

- ◆戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務

- ◆検察審査会法（昭和 23 年法律第 147 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 10 条から第 12 条までの規定により市町村が処理することとされている事務

- ◆検察審査会法施行令（昭和 23 年政令第 354 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条の規定により市町村が処理することとされている事務

- ◆出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 19 条の 7 第 1 項及び第 2 項（第 19 条の 8 第 2 項及び第 19 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 8 第 1 項並びに第 19 条の 9 第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務（※未施行）

- ◆出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条の規定により市町村が処理することとされている事務（※未施行）

- ◆外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条第 1 項及び第 3 項、第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 3 第 1 項から第 5 項まで、第 5 条第 1 項及び同条第 2 項（第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 6 項、第 7

	<p>条第5項及び第11条第5項において準用する場合を含む。)、第6条第1項、第3項、第4項、第6項及び同条第7項(第6条の2第6項、第7条第8項及び第11条第10項において準用する場合を含む。)、第6条の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第7条第1項、第3項、第4項及び第7項、第8条第1項から第6項まで、同条第7項(第9条第5項、第9条の2第4項及び第9条の3第4項において準用する場合を含む。)、第8条の2、第9条第1項から第4項まで、第9条の2第1項から第3項まで、第9条の3第1項から第3項まで、第10条、第10条の2、第11条第1項から第4項まで、第6項及び第9項、第12条第2項及び第3項、第14条第4項、第15条の2第1項及び第2項並びに第16条の規定に基づき市町村が処理することとされている事務</p>
--	---

◆外国人登録法施行令(平成4年政令第339号)

事務分類	条 項
I 又は II	第1条、第3条から第6条まで、第7条第2項及び第4項並びに第8条の規定に基づき市町村が処理することとされている事務

◆売春防止法(昭和31年法律第118号)

事務分類	条 項
I 又は II	第31条において適用する更生保護法(平成19年法律第88号)第98条第2項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)

事務分類	条 項
I 又は II	第4条第3項及び第4項、第6条第1項、第7条第2項、第10条第1項から第3項まで、第11条第1項、同条第2項及び第3項(これらの規定を第12条第3項、第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第16条第3項の規定により市町村が処理することとされている事務(※未施行)

◆日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成23年政令第420号)

事務分類	条 項
I 又は II	第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定により市町村が処理することとされている事務(※未施行)

◆外国人登録法の一部を改正する法律(平成4年法律第66号)

事務分類	条 項
I 又は II	附則第8条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆外国人登録法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 134 号）

事務分類	条 項
I 又は II	附則第 8 条及び第 9 条の規定により市町村が処理することとされている事務

◆裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条並びに第 23 条第 4 項（これらの規定を第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

◆更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 98 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）

事務分類	条 項
I 又は II	附則第 17 条第 1 項、同条第 2 項及び附則第 18 条第 2 項において準用する出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 7 第 2 項、附則第 18 条第 1 項、第 27 条第 1 項及び第 5 項、第 28 条第 3 項及び第 4 項、第 29 条第 1 項及び第 3 項並びに第 30 条第 1 項、同条第 2 項及び附則第 31 条第 2 項において準用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 10 条第 3 項並びに附則第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定により市町村が処理することとされている事務（※未施行）

◆出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 23 年政令第 421 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 16 条、第 17 条、第 19 条において準用する出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）第 3 条、第 22 条第 1 項（第 23 条第 1 項及び第 24 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 22 条第 2 項から第 4 項まで、同条第 5 項及び第 23 条第 2 項において準用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成 23 年政令第 420 号。以下「特例法施行令」という。）第 1 条及び第 2 条、第 24 条第 1 項から第 3 項まで、同条第 5 項において準用する特例法施行令第 1 条及び第 2 条並びに第 26 条において準用する特例法施行令第 4 条の規定により市町村が処理すること

	とされている事務（※未施行）
--	----------------

【外務省】

◆旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項及び第 3 項、第 10 条第 1 項ただし書及び第 4 項、第 12 条第 1 項及び第 3 項、第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 19 条第 5 項及び第 6 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆旅券法施行令（平成元年政令第 122 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成 23 年法律第 64 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条第 1 項において準用する旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 8 条第 1 項から第 3 項 までの規定により都道府県が処理することとされている事務

◆東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令（平成 23 年政令第 165 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

【財務省】

◆会計法（昭和 22 年法律第 35 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 48 条第 1 項の規定により都道府県が行うこととされる事務

◆相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）

事務分類	条 項

I 又は II	第 58 条第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務
---------	-------------------------------------

◆物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 11 条第 1 項の規定により都道府県が行うこととされる事務

◆国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 5 条第 2 項の規定により都道府県が行うこととされる事務

◆租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

事務分類	条 項
I 又は II	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 都道府県が処理することとされている第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 6 号及び第 7 号イ並びに第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ及び第 15 号ニに規定する認定の事務、第 34 条の 2 第 2 項第 12 号及び第 14 号に規定する指定の事務、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ及び第 15 号ニ並びに第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 6 号及び第 7 号イに規定する認定の事務、第 65 条の 4 第 1 項第 12 号及び第 14 号に規定する指定の事務、第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ、第 6 号及び第 7 号イに規定する認定の事務並びに第 70 条の 4 第 35 項（第 70 条の 6 第 40 項において準用する場合を含む。）及び第 70 条の 6 の 4 第 18 項の通知に関する事務 二 市町村が処理することとされている第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ及びロ並びに第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニに規定する認定の事務、第 34 条の 2 第 2 項第 14 号の 2 に規定する指定の事務、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ並びに第 63 条第 3 項第 7 号イ及びロに規定する認定の事務、第 65 条の 4 第 1 項第 14 号の 2 に規定する指定の事務、第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ及びロに規定する認定の事務並びに第 70 条の 4 第 35 項（第 70 条の 6 第 40 項において準用する場合を含む。）、第 70 条の 4 第 36 項（第 70 条の 6 第 41 項において準用する場合を含む。）及び第 70 条の 6 第 18 項の通知に関する事務

◆租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 19 条第 11 項及び第 12 項第 4 号、第 19 条の 7 第 3 項、第 20 条の 2 第 13 項、第 25 条第 12 項、第 25 条の 4 第 2 項及び第 16 項、第 38 条の 4 第 22 項、第 38 条の 5 第 9 項及び第 10 項第 4 号、第 39 条の 7 第 7 項、第 39 条の 98 第 9 項及び第 10 項第 2 号並びに第 40 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 19 条第 11 項及び第 12 項第 4 号、第 19 条の 7 第 3 項、第 38 条の 5 第 9

項及び第10項第4号、第39条の98第9項及び第10第2号、第40条の6第3項、第5項、第13項、第16項第2号及び第38項、第40条の7第2項、第4項、第18項第2号及び第43項、第40条の9第4項、第41条並びに第42条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務

【文部科学省】

◆教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

事務分類	条 項
I 又は II	第5条第1項、第6条第2項及び第7条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

事務分類	条 項
I 又は II	都道府県が第48条第1項（第54条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第2号法定受託事務である場合においては、第48条第3項（第54条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第53条第2項（第54条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第60条第5項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第55条第9項（同条第10項により読み替えて適用する場合並びに第60条第7項において準用する場合及び同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の3第2項及び第3項並びに第252条の17の4第1項の規定により処理することとされている事務

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）

事務分類	条 項
I 又は II	第11条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）

事務分類	条 項
I 又は II	第1条第2項、第2条、第4条、第5条第2項及び第6条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第1条第2項及び第2条の規定により市町村が処理することとされている事務

◆障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 20 年法律第 81 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 16 条第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成 20 年政令第 281 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条第 2 項、第 2 条、第 4 条、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 1 条第 2 項及び第 2 条の規定により市町村が処理することとされている事務

◆公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 5 条（第 14 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項（第 14 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 11 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

【厚生労働省】

◆災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 2 条、第 23 条第 2 項、第 24 条第 1 項及び第 2 項、同条第 4 項において準用する第 23 条の 2 第 2 項、第 24 条第 5 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、同条第 2 項において準用する第 23 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 27 条第 1 項から第 3 項まで、第 28 条、第 29 条、第 30 条第 1 項並びに第 31 条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 30 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 11 条第 2 項、第 14 条第 2 項第 3 号及び第 23 条の規定により都道府県が処理

	することとされている事務
IV	第9条第1項及び第11条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆児童福祉法（昭和22年法律第164号）

事務分類	条 項
I 又は II	第56条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）

事務分類	条 項
I 又は II	第5条第2項から第5項まで及び第7項（厚生労働大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆食品衛生法（昭和22年法律第233号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 第25条第1項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第26条第1項(第62条第1項において準用する場合を含む。)、第28条第1項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第30条第2項(第51条に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。))の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第54条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第58条(第62条第1項において準用する場合を含む。))及び第59条第1項(第62条第1項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第28条第1項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第30条第2項(第51条に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。))の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第54条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第58条(第62条第1項において準用する場合を含む。))及び第59条第1項(第62条第1項において準用する場合を含む。))の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>

◆食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）

事務分類	条 項
I 又は II	第37条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

◆予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 1 項、第 14 条並びに第 15 条第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 4 条、第 5 条及び第 6 条の 2（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項 の規定による予防接種に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 4 条及び第 5 条（法第 6 条第 1 項 又は第 3 項 の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第 16 条の規定により市町村が処理することとされている事務

◆大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 2 項、第 14 条、第 16 条第 2 項及び第 21 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 50 条の 4 第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆医師法（昭和 23 年法律第 201 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 6 条第 3 項、第 7 条第 5 項、第 7 条第 9 項前段、同条第 11 項及び第 12 項、第 7 条第 6 項において準用する行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項及び第 3 項（同法第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 16 項第 4 号、第 18 条第 1 項及び第 3 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 6 項並びに第 24 条第 3 項 並びに第 7 条第 9 項後段において準用する行政手続法第 22 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆医師法施行令（昭和 28 年政令第 382 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 5 項並びに第 10 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 6 条第 3 項、第 7 条第 5 項及び第 9 項前段、同条第 11 項及び第 12 項、第 7 条第 6 項において準用する行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項及び第 3 項（同法第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 4 項、第 18 条第 1 項及び第 3 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 6 項並びに第 24 条第 3 項並びに第 7 条第 9 項後段において準用する同法第 22 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆歯科医師法施行令（昭和 28 年政令第 383 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 5 項並びに第 10 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 15 条第 3 項及び第 15 条第 7 項前段、同条第 9 項及び第 10 項、第 15 条第 4 項において準用する行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項 及び第 3 項（同法第 22 条第 3 項 において準用する場合を含む。）、第 16 条第 4 項、第 18 条第 1 項及び第 3 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 6 項並びに第 24 条第 3 項並びに第 15 条第 7 項後段において準用する同法第 22 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条の 3 第 1 項、第 3 条第 5 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 4 項、第 7 条第 6 項、第 8 条第 5 項、第 12 条から第 14 条まで及び第 17 条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第 3 条第 5 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 4 項、第 7 条第 6 項及び第 8 第 5 項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）

◆医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 68 条の 2 第 2 項(同項後段の意見を付する部分を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 この法律(第1章から第3章まで、第19条の2第4項、第19条の7、第19条の8、第19条の9第1項、同条第2項(第33条の5において準用する場合を含む。)、第19条の11、第29条の7、第30条第1項及び第31条、第33条の4第1項及び第6項並びに第6章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 この法律(第6章第2節を除く。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(保健所長に係るものに限る。)</p> <p>三 第21条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)

事務分類	条 項
I 又は II	第2条の2、第2条の2の3第3項及び第4項、第2条の2の4並びに第2条の2の5の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆生活保護法(昭和25年法律第144号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 第19条第1項から第5項まで、第24条第1項、第25条第1項及び第2項、第26条、第27条第1項、第28条第1項及び第4項、第29条、第30条第1項及び第3項、第31条、第32条、第33条第1項及び第2項、第34条、第34条の2第1項及び第2項、第35条第1項及び第2項、第36条、第37条、第37条の2、第48条第4項、第61条、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第80条並びに第81条の規定に基づき都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務</p> <p>二 第40条第2項、第41条第2項、第3項及び5項、第42条、第43条第1項、第44条第1項、第45条、第46条第2項及び第3項、第48条第3項、第49条、第50条第2項、第51条第2項、第53条第1項及び第3項、第54条第1項、第54条の2第1項、第55条の2、第65条第1項、第74条第2項第2号及び第3号、第77条第1項並びに第78条の規定に基づき都道府県が処理することとされている事務</p> <p>三 第43条第2項、第77条第1項及び第78条の規定に基づき市町村が処理することとされている事務</p> <p>四 第19条第6項及び第7項、第24条第6項並びに第25条第3項の規定により福祉事務所を設置しない町村が処理することとされている事務</p>

◆狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)

事務分類	条 項
I 又は II	第2条第3項、第8条、第9条第2項、第10条から第13条まで、第14条第1項、第15条から第17条まで、第18条第1項、同条第2項において準用する第6条第2項、第3項、第5項、第7項及び第9項並びに第18条の2第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務

	<p>二 第2条第3項、第8条第1項及び第2項、第9条第2項、第10条から第13条まで、第14条第1項、第15条から第17条まで、第18条第1項、同条第2項において準用する第6条第2項、第3項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第18条の2第1項の規定により地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務</p> <p>三 第18条第2項において準用する第6条第7項及び第8項の規定により市町村（地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務</p>
--	--

◆狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 第5条（法第6条第9項の規定による処分に係る部分を除く。次号において同じ。）及び第7条第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第5条、第6条及び第7条第4項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>

◆毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>第4条第2項（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第3項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）、第10条第1項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）及び第21条第1項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

◆毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>第35条第2項（経由に係る部分に限る。）、第36条第2項及び第3項（経由に係る部分に限る。）、第36条の2第1項（経由に係る部分に限る。）、第36の7第1項（第4号に係る部分に限る。）並びに第36条の8第2項及び第3項（経由に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

◆身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>第4条（第10条第2項において準用する場合を含む。）、第8条第1項、第9条第2項から第5項まで及び第12条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

◆社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 第 31 条第 1 項及び第 4 項(第 43 条第 2 項、第 46 条第 4 項及び第 49 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 39 条の 3、第 43 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項(第 59 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 46 条第 1 項第 6 号、第 2 項及び第 3 項、第 46 条の 7、第 47 条の 3、第 49 条第 2 項、第 56 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項(第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 57 条、第 58 条第 2 項並びに第 59 条第 1 項の規定に基づき都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第 31 条第 1 項、第 39 条の 3、第 43 条第 1 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項第 6 号、第 2 項及び第 3 項、第 46 条の 7、第 47 条の 3、第 49 条第 2 項、第 56 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項(第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 57 条、第 58 条第 2 項並びに第 59 条第 1 項の規定に基づき指定都市及び中核市が処理することとされている事務</p> <p>三 第 58 条第 2 項の規定に基づき市町村(指定都市及び中核市を除く。)が処理することとされている事務</p>

◆検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 第 22 条第 2 項から第 5 項まで、第 23 条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項並びに第 26 条の 3 の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> <p>二 第 23 条第 7 項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

◆覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>第 4 条第 1 項(指定の申請に係る経由)(第 30 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 5 条第 2 項(指定証の交付に係る経由)(第 30 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 9 条第 1 項(業務の廃止等の届出に係る経由)、第 10 条第 1 項(指定証の返納に係る経由)及び第 2 項(指定証の提出に係る経由)(覚せい剤製造業者に係る部分に限るものとし、これらの規定を第 30 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 11 条第 1 項(指定証の再交付に係る経由)及び第 2 項(旧指定証の返納に係る経由)(覚せい剤製造業者に係る部分に限るものとし、これらの規定を第 30 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 12 条第 1 項(氏名又は住所等の変更届に係る経由)(第 30 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 15 条第 2 項(製造許可申請に係る経由)、第 17 条第 5 項(譲渡又は譲受許可申請に係る経由)、第 20 条第 6 項(施用又は交付の許可申請に係る経由)、第 22 条第 1 項(保管営業所の届出に係る経由)、第 22 条の 2(廃棄)、第 23 条(事故の届出)、第 24 条第 1 項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の品名及び数量の報告)及び第 2 項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告)、第 29 条(覚せい剤製造業者の報告)、第 30 条(覚せい剤の施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)、第 30 条の 4 第 1 項(覚せい剤原料</p>

	輸入業者等の業務の廃止等の届出に係る経由) (覚せい剤原料輸入業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者に係る部分に限る。)、第 30 条の 6 第 3 項 (覚せい剤原料の輸入及び輸出の許可申請に係る経由)、第 30 条の 12 第 1 項第 1 号 (覚せい剤原料の保管場所の届出に係る経由) 及び第 2 号 (覚せい剤原料の保管場所の届出)、第 30 条の 13 (覚せい剤原料の廃棄)、第 30 条の 14 (覚せい剤原料の事故の届出)、第 30 条の 15 第 1 項 (指定失効等の際に所有し又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量の報告) 及び第 2 項 (指定失効等の際に所有し又は所持していた覚せい剤原料の譲渡及びその報告)、第 31 条 (報告の徴収)、第 32 条第 1 項 (覚せい剤に係る立入検査、収去及び質問) 及び第 2 項 (覚せい剤原料に係る立入検査、収去及び質問)、第 35 条第 3 項 (国の開設する覚せい剤施用機関に対する指定証の交付に係る経由) 並びに第 36 条第 1 項 (国の開設する覚せい剤施用機関における届出等に係る経由) の規定により都道府県が処理することとされている事務
--	--

◆戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和 27 年法律第 127 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 40 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令 (昭和 27 年政令第 143 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 11 条及び第 12 条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 11 条の規定により市町村 (特別区を含む。) が処理することとされている事務

◆麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 29 条、第 35 条、第 36 条第 1 項及び第 3 項 (これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 46 条から第 49 条まで、第 50 条の 22、第 50 条の 24 第 2 項及び第 3 項、第 50 条の 33、第 50 条の 38 第 1 項及び第 2 項、第 50 条の 39、第 58 条の 2 から第 58 条の 5 まで、第 58 条の 6 第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 8 項、第 58 条の 8 第 1 項、同条第 2 項から第 6 項まで (これらの規定を第 58 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 58 条の 11、第 58 条の 12 並びに第 58 条の 16 の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆と畜場法 (昭和 28 年法律第 114 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 17 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和 28 年政令第 211 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆栄養士法施行令（昭和 28 年政令第 231 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条第 2 項及び第 3 項（第 5 条第 5 項及び第 6 条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 3 条第 4 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 6 項、第 8 条第 2 項及び第 4 項、第 9 条前段（第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 13 条から第 15 条までの規定により都道府県が処理することとされている事務

◆死体解剖保存法施行令（昭和 28 年政令第 381 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 5 項並びに第 4 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆診療放射線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条の 2、第 1 条の 4 第 2 項、第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 6 条第 3 項、第 10 条第 2 項、第 12 条第 3 項、第 20 条、第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 27 条、第 28 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 1 項及び第 44 条第 2 項の規定に基づき都道府県が処理することとされている事務

◆歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 12 条第 2 項の規定により都道府県が処理することとされる事務

◆歯科技工士法施行令（昭和 30 年政令第 228 号）

事務分類	条 項

I 又は II	第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 5 項、第 7 条、第 10 条から第 12 条まで並びに第 16 条の規定により都道府県が処理することとされている事務
---------	---

◆安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 13 条第 4 項（第 14 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 5 項並びに第 23 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆引揚者給付金等支給法施行令（昭和 32 年政令第 112 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 8 条並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 8 条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務

◆国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 17 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条の 4、第 24 条の 5、第 25 条第 1 項、第 27 条第 2 項及び第 4 項、第 32 条第 2 項、第 32 条の 2 第 2 項、第 32 条の 7 第 1 項及び第 2 項、第 32 条の 12、第 41 条第 1 項及び第 2 項、第 45 条第 3 項並びに第 45 条の 2 第 1 項及び第 5 項、第 54 条の 2 の 2 並びに第 54 条の 2 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 80 条第 1 項、第 88 条並びに第 89 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第 106 条第 1 項、第 107 条及び第 108 条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第 114 条、附則第 16 条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 44 条第 4 項及び第 134 条第 2 項並びに附則第 19 条において準用する同法第 152 条第 1 項及び第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 5 項、第 7 条、第 11 条から第 13 条まで並びに第 16 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条の 2、第 1 条の 3 第 2 項、第 1 条の 4 及び第 1 条の 5 の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 8 条第 6 項及び第 10 項前段、同条第 12 項及び第 13 項（これらの規定を第 8 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 8 条第 7 項において準用する行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項及び第 3 項（同法第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 4 項、第 18 条第 1 項及び第 3 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 6 項並びに第 24 条第 3 項、第 8 条第 10 項後段において準用する同法第 22 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 3 項並びに第 9 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆薬剤師法施行令（昭和 36 年政令第 13 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 5 項並びに第 10 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 23 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条、第 17 条、第 18 条、第 23 条、第 28 条、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 30 条の規定により都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務

◆戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 38 年政令第 125 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条及び第 3 条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 2 条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務

◆戦傷病者特別援護法施行令（昭和 38 年政令第 358 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 9 条の 2 及び第 13 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 17 条、第 19 条、第 24 条第 1 項、第 26 条で準用する第 5 条第 2 項、第 26 条の 2、第 26 条の 5 で準用される第 5 条第 2 項、第 26 条の 5 で準用される第 19 条、第 26 条の 5 で準用される第 24 条第 1 項、第 29 条、第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 37 条並びに第 38 条の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務

◆ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令 (昭和 40 年政令第 183 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条及び第 3 条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 2 条の規定により市町村 (特別区を含む。) が処理することとされている事務

◆理学療法士及び作業療法士法施行令 (昭和 40 年政令第 327 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 5 項、第 7 条、第 10 条から第 12 条まで並びに第 15 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令 (昭和 41 年政令第 227 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条及び第 4 条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 3 条の規定により市町村 (特別区を含む。) が処理することとされている事務

◆戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令 (昭和 42 年政令第 188 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条及び第 3 条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 2 条の規定により市町村 (特別区を含む。) が処理することとされている事務

◆児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 7 条から第 14 条まで (これらの規定を附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 27 条及び第 28 条 (これらの規定を附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第 17 条第 1 項 (附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により

	読み替えられた第7条第1項、第8条第1項及び第14条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)
--	---

◆視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）

事務分類	条 項
I 又は II	第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項、第6条第2項及び第5項、第7条、第11条から第13条まで並びに第16条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号）

事務分類	条 項
IV	第1条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

事務分類	条 項
I 又は II	第44条第4項、第61条第1項及び第2項、第66条第1項及び第2項、第70条第2項並びに第72条第1項及び第3項、第80条並びに第81条第1項及び第3項、第134条第2項、第152条第1項及び第3項並びに第127条の規定において準用する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条及び第89条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務
IV	第133条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）

事務分類	条 項
I 又は II	附則第97条第1項の規定により都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による福祉手当の支給に関する事務

◆国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）

事務分類	条 項
I 又は II	第1条の2の規定により市町村が処理することとされている事務

◆食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）

事務分類	条 項
I 又は II	第37条第1項及び第38条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）

事務分類	条 項
I 又は II	第3条から第5条までの規定により都道府県が処理することとされている事務

◆あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）

事務分類	条 項
I 又は II	第2条から第4条まで及び第7条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）

事務分類	条 項
I 又は II	第3条から第5条まで及び第8条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

事務分類	条 項
I 又は II	第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務

◆中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）

事務分類	条 項
I 又は II	第8条第3項の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務

◆原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）

事務分類	条 項
I 又は II	第2条第3項、第7条から第9条まで、第19条第1項及び第3項、第24条第1項及び第2項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項及び第2項、第27条第1項から第3項まで、第28条第1項から第3項まで、第30条第2項、第31条、第32条、第47条に掲げる事務の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務

◆原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 11 条から第 13 条まで（第 12 条及び第 13 条の規定を第 16 条において準用する場合を含む。）、第 15 条並びに第 22 条第 1 項の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務

◆介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 156 条第 4 項、第 172 条第 1 項及び第 3 項並びに第 197 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 12 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 13 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項、第 4 項（同条第 7 項及び第 15 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）、同条第 5 項及び第 6 項、第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項（これらの規定を同条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 15 条の 3 第 1 項から第 3 項まで（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 17 条（第 3 項及び第 4 項の規定を第 23 条において準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項、第 3 項、第 4 項から第 6 項まで、第 20 条第 1 項から第 5 項まで、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 4 項、第 25 条第 4 項、第 32 条（第 50 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 33 条（第 50 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 38 条第 2 項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、同条第 5 項、第 8 項及び第 9 項、第 44 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 44 条の 5 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 45 条、第 46 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 47 条、第 48 条、第 50 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条第 1 項及び第 56 条第 2 項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

◆特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成 17 年政令第 56 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 11 条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務

◆ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成 20 年法律第 82 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 19 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令（平成 21 年政令第 22 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 10 項及び第 13 項並びに第 3 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 6 条から第 13 条まで、第 28 条及び第 29 条の規定により市町村が処理することとされている事務（第 16 条第 1 項の規定により読み替えられた第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

◆平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 6 条から第 13 条まで、第 32 条及び第 33 条の規定により市町村が処理することとされている事務（第 16 条第 1 項の規定により読み替えられた第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

【厚生労働省・農林水産省】

◆薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 21 条、第 69 条第 1 項及び第 3 項、第 70 条第 1 項及び第 2 項、第 71 条、第 72 条第 3 項、第 76 条の 6、第 76 条の 7 第 1 項及び第 2 項並びに第 76 条の 8 第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 69 条第 3 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

◆薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 4 条第 2 項において読み替えて適用される同条第 1 項、第 5 条第 2 項及び同条第 4 項において読み替えて適用される同条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 4 項並びに同条第 5 項において読み替えて適用される同条第 2 項及び第 4

項、第7条第1項及び同条第2項において読み替えて適用される同条第1項、第8条第2項において読み替えて適用される同条第1項、第11条第2項において読み替えて適用される同条第1項（第55条において準用する場合を含む。）、第12条第2項及び同条第4項において読み替えて適用される同条第2項（これらの規定を第55条において準用する場合を含む。）、第13条第2項及び第4項並びに同条第5項において読み替えて適用される同条第2項及び第4項（これらの規定を第55条において準用する場合を含む。）、第14条第1項及び同条第2項において読み替えて適用される同条第1項（これらの規定を第55条において準用する場合を含む。）、第15条第2項において読み替えて適用される同条第1項（第55条において準用する場合を含む。）、第19条第2項において読み替えて適用される同条第1項、第22条第3項において読み替えて適用される同条第1項（第72条第1項において準用する場合を含む。）、第24条第3項において読み替えて適用される同条第1項（第72条第1項において準用する場合を含む。）、第35条第1項及び同条第2項において読み替えて適用される同条第1項、第36条第4項において読み替えて適用される同条第1項及び第2項、第58条から第61条まで、第73条、第74条第1項並びに第80条第1項及び第2項の規定に基づき都道府県が処理することとされている事務

【農林水産省】

◆農薬取締法（昭和23年法律第82号）

事務分類	条 項
I 又は II	第13条第1項及び第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆漁業法（昭和24年法律第267号）

事務分類	条 項
I 又は II	第134条第1項及び第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第52条第1項に規定する指定漁業若しくは第65条第1項若しくは第2項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第1項若しくは第2項の規定に基づく規則若しくは第66条第1項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）

◆土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）

事務分類	条 項
I 又は II	第79条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 10 条、第 12 条第 4 項、第 13 条、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 16 条の 2、第 22 条、第 29 条第 1 項並びに第 30 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 29 条第 4 項、第 30 条第 4 項及び第 7 項、第 31 条第 3 項並びに第 33 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務（販売業者に係るものを除く。） 三 第 31 条第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの以外のもの <ul style="list-style-type: none"> イ 第 19 条第 2 項若しくは同項の規定に基づく命令又は第 21 条の規定の違反に関する処分 ロ その届出に係る販売業者に対する処分（イに掲げるものを除く。） 四 第 31 条第 6 項の規定による登録証の返納の受理（前号イに掲げる処分に係るものを除く。） 五 第 31 条第 7 項の規定による通知（第 3 号イ及びロに掲げる処分に係るものを除く。）

◆植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 21 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 13 条第 1 項第 2 項及び第 4 項、第 13 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、同条第 4 項から第 8 項まで、第 14 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項及び第 3 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条の 2 第 5 項及び第 6 項、第 18 条、第 19 条、第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 23 条第 1 項から第 3 項まで、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 26 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 2 項、第 32 条第 1 項、第 33 条並びに第 34 条、第 35 条の規定（これらの規定を第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務

◆家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）

事務分類	条 項

I 又は II	第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務
---------	---

◆農薬取締法施行令（昭和 46 年政令第 56 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 198 号）

事務分類	条 項
I 又は II	この政令の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの（製造業者又は輸入業者に係るものに限る。） 一 第 11 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項の規定による報告の徴取並びに法第 56 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び収去（法第 2 章の規定の施行に関するものに限る。） 二 第 11 条第 4 項の規定により都道府県が処理することとされている法第 56 条第 7 項の規定による公表及び第 11 条第 6 項の規定による報告（前号に掲げる事務に係るものに限る。）

◆持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 7 条の 2、第 8 条第 1 項及び第 2 項（第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 9 条第 2 項及び同条第 3 項（IV に分類される事務を除く。）、第 9 条の 2 第 1 項並びに第 9 条の 3 の規定により都道府県が処理することとされている事務
IV	第 9 条第 1 項及び第 3 項（損失補償）の規定により都道府県が処理することとされている事務

【農林水産省・国土交通省】

◆海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 2 条第 1 項及び第 2 項（公共海岸の指定の公示）、第 2 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 6 項（これらの規定を同条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項から第 5 項

まで、第7項及び第8項、第13条第1項及び第2項、第15条、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第2項、第4項及び第5項、同条第8項において準用する第12条の2第3項（裁決の申請の受理）第19条第1項（請求の受理）、同条第4項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項及び第2項、同条第4項において準用する第12条の2第3項（裁決の申請の受理）、第24条第1項及び第2項、第35条第1項及び第3項並びに第38条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第5条第1項から第5項まで、第15条、第16条第1項、第18条第1項、第2項、第4項及び第5項、同条第8項において準用する第12条の2第3項、第20条第1項及び第2項、第35条第1項及び第3項並びに第38条に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

二 第2条第1項、第5条第2項から第5項まで、第13条第1項及び第2項、第15条、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第2項、第4項及び第5項、同条第8項において準用する第12条の2第3項（裁決の申請の受理）、第19条第1項（請求の受理）、同条第4項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項及び第2項、同条第4項において準用する第12条の2第3項（裁決の申請の受理）、第24条第1項及び第2項、第35条第1項及び第3項並びに第38条の規定により市町村が処理することとされている事務（第5条第2項から第5項まで、第15条、第16条第1項、第18条第1項、第2項、第4項及び第5項、同条第8項において準用する第12条の2第3項、第20条第1項及び第2項、第35条第1項及び第3項並びに第38条に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

IV

一 第2条第2項（公共海岸の指定）、第2条の3第1項、第4項及び第5項（これらの規定を同条第7項において準用する場合を含む。）、第18条第7項、同条第8項において準用する第12条の2第2項及び第3項（損失補償）、第19条第1項（損失補償又は工事施行の要求）、同条第3項、第21条第3項、同条第4項において準用する第12条の2第2項及び第3項（損失補償）第22項第2項、第30条、第31条第1項並びに第32条第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第18条第7項、同条第8項において準用する第12条の2第2項及び第3項、第30条、第31条第1項に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

二 第2条の3第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）、第18条第7項、同条第8項において準用する第12条の2第2項及び第3項（損失補償）、第19条第1項（損失補償又は工事施行の要求）、同条第3項、第21条第3項、同条第4項において準用する第12条の2第2項及び第3項（損失補償）、第22項第2項、第30条、第31条第1項並びに第32条第3項の規定により市町村が処理することとされている事務（第18条第7項、同条第8項において準用する第12条の2第2項及び第3項、第30条並びに第31条第1項に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

【経済産業省】

◆電気用品安全法施行令（昭和 37 年政令第 324 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 5 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項及び第 46 条の 2 第 1 項に規定する事務並びに第 5 条第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

【国土交通省】

◆砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 11 条の 2 第 1 項、第 18 条第 2 項、第 22 条（供給命令、供託）、第 23 条第 1 項、第 29 条、第 30 条、第 32 条第 2 項、第 36 条及び第 38 条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 6 条第 2 項、第 7 条及び第 23 条第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務
IV	第 15 条から第 17 条まで及び第 22 条（補償金の下付、協議）の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆砂防法施行規程（明治 30 年勅令第 382 号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第 2 条（告示）及び第 6 条から第 8 条までの規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 7 条及び第 8 条の規定により市町村が処理することとされている事務

◆運河法（大正 2 年法律第 16 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 2 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項から第 4 項まで（運河の効用に妨げがあるかどうかについて争いがある場合における決定に係る部分に限る。）、第 5 条から第 10 条まで、第 18 条及び第 19 条の 3 の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）

事務分類	条 項
------	-----

I 又は II	一 第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 13 条、第 13 条の 2 第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 20 条、第 22 条第 1 項、同条第 2 項(竣功認可の告示に係る部分に限る。)、第 25 条、第 32 条第 1 項及び第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 42 条第 1 項並びに第 43 条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第 14 条第 3 項の規定により市町村が処理することとされている事務
---------	--

◆公有水面埋立法施行令（大正 11 年勅令第 194 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条第 1 項及び第 2 項、第 2 条、第 6 条並びに第 27 条第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆軌道法（大正 10 年法律第 76 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 10 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆軌道法施行令（昭和 28 年政令第 258 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 5 条第 1 項、同条第 2 項において準用する第 2 条第 1 項及び第 3 条、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条の 2 から第 8 条まで並びに第 16 条の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 44 条の 4 の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 5 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項第 2 号に掲げる書類等の閲覧に関するものに限る。)

◆測量法（昭和 24 年法律第 188 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 55 条の 12 第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務(第 1 号法定受託事務)

◆建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>一 第 15 条第 4 項、第 16 条及び第 77 条の 63 の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定により市町村が処理することとされている事務（第 1 号法定受託事務）</p> <p>二 第 70 条第 4 項(第 74 条第 2 項(第 76 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第 76 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。)、第 71 条(第 74 条第 2 項及び第 76 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。)、第 72 条(同条第 2 項の規定により建築協定書に意見を添える事務に係る部分を除き、第 74 条第 2 項及び第 76 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。))及び第 73 条第 3 項(第 74 条第 2 項、第 75 条の 2 第 4 項及び第 76 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(建築主事を置かない市町村に限る。)が処理することとされている事務(第 2 号法定受託事務)</p>

◆建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 8 条の 2 第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 10 条の 3 及び第 15 条の 7 の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 4 項、第 5 項、第 8 項並びに第 12 項及び第 13 項、第 9 条第 3 項並びに第 56 条第 1 項(水域を定める事務に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第 4 条第 4 項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県知事の同意に関するものに限り、同条第 5 項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県知事が行う協議に関するものに限り、同条第 8 項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く。)

◆公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 13 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項、第 6 条の 2 第 2 項、第 8 条並びに第 12 条第 1 項(同項第 5 号の規定中意見を付する事務に関する部分を除く。)、同条第 2 項及び第 4 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 19 条第 2 項から第 4 項まで及び第 20 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 37 条第 5 項、第 44 条第 6 項、第 45 条第 3 項及び第 46 条第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げる第 1 号法定受託事務(第 17 条第 1 項各号に掲げる事業又は第 27 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。)及び第 2 号に掲げる第 2 号法定受託事務(第 17 条第 2 項に規定する事業(第 27 条第 2 項又は第 4 項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る。)</p> <p>一 都道府県が第 11 条第 1 項及び第 4 項、第 14 条第 1 項、第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項(第 15 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 15 条の 3 から第 15 条の 5 まで、第 15 条の 8 から第 15 条の 11 まで、第 15 条の 12 において準用する仲裁法(平成 15 年法律第 138 号)、第 24 条第 4 項及び第 5 項(第 26 条の 2 第 3 項、第 34 条の 4 第 3 項、第 36 条の 2 第 4 項及び第 42 条第 4 項(第 45 条第 3 項及び第 47 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。))においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 25 条第 2 項、第 28 条の 3 第 1 項、第 30 条第 2 項及び第 3 項(第 30 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 34 条の 2 第 2 項において準用する第 19 条第 1 項前段及び第 2 項、第 34 条の 3、第 34 条の 4 第 1 項、第 36 条第 5 項、第 41 条において準用する第 19 条、第 42 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項(第 45 条第 3 項及び第 47 条の 4 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 45 条第 1 項、第 45 条の 2、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条、第 47 条の 2 第 1 項、第 47 条の 3 第 5 項において準用する第 19 条第 1 項前段、第 47 条の 4 第 1 項、第 50 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 2 第 7 項、第 66 条第 3 項(第 120 条において準用する場合を含む。)、第 81 条第 3 項、第 82 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 83 条第 2 項、第 83 条第 3 項から第 6 項まで(第 84</p>

	<p>条第 3 項及び第 123 条第 6 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 84 条第 2 項、第 85 条第 2 項、第 86 条第 2 項、第 89 条第 1 項、第 90 条の 3 第 1 項、第 90 条の 4、第 100 条の 2 第 3 項において準用する第 94 条第 11 項、第 102 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 104 条の 2 において準用する第 94 条第 11 項、第 117 条において準用する第 19 条、第 118 条第 1 項及び第 5 項、第 119 条並びに第 123 条第 1 項及び第 3 項の規定(第 138 条第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)により処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第 12 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条第 2 項、第 26 条の 2 第 2 項、第 34 条の 4 第 2 項、第 36 条第 4 項、第 36 条の 2 第 3 項、第 42 条第 2 項及び第 3 項(第 45 条第 3 項及び第 47 条の 4 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 45 条第 2 項、第 102 条の 2 第 1 項、第 118 条第 2 項及び第 3 項、第 122 条第 1 項及び第 3 項、第 128 条第 1 項、第 128 条第 2 項において準用する第 102 条の 2 第 3 項並びに第 128 条第 3 項及び第 4 項の規定(第 138 条第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)により処理することとされている事務</p>
--	---

◆土地収用法施行令（昭和 26 年政令第 342 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げる第 1 号法定受託事務(土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項各号に掲げる事業又は法第 27 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。)及び第 2 号に掲げる第 2 号法定受託事務(法第 17 条第 2 項に規定する事業(法第 27 条第 2 項又は第 4 項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る。)</p> <p>一 都道府県が第 1 条の 3、第 1 条の 4、第 1 条の 6、第 1 条の 7、第 1 条の 7 の 3、第 1 条の 7 の 5 第 1 項、第 1 条の 9、第 1 条の 10、第 1 条の 14、第 5 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条の 3 の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第 5 条第 4 項の規定により処理することとされている事務</p>

◆宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>第 8 条、第 10 条、第 14 条及び第 78 条の 3 の規定により都道府県が処理することとされている事務(第 8 条、第 10 条及び第 14 条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。)</p>

◆道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第1号法定受託事務）</p> <p>一 都道府県、指定市又は第17条第2項の規定により都道府県の同意を得た市(次項において「都道府県等」という。)が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務のうち第12条ただし書、第13条第1項、第2項及び第4項、第17条第1項及び第2項（指定区間外国道の管理を行うことについての同意及び管理）、第18条、第19条第1項、第2項及び第5項、第19条の2第1項、第2項及び第5項、第20条第1項、第3項及び第6項、第21条、第22条第1項、第23条第1項、第24条、第24条の3、第28条第1項、第31条第1項及び第2項、第32条第1項、第3項及び第5項、第34条、第35条、第36条第1項、第37条、第38条、第40条第2項、第43条の2、第44条第1項、第2項及び第4項、第44条の2第1項から第5項まで、第45条第1項、第46条第1項（第95条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第3項、第47条第3項、第47条の2第1項、第2項及び第5項、第47条の3、第47条の4、第47条の5第3項から第6項まで、第47条の7、第47条の10第1項及び第3項、第48条第2項及び第4項、第48条の2第1項、第2項及び第4項、第48条の5第1項及び第3項、第48条の8第2項、第48条の10、第48条の11第2項、第48条の12、第48条の13、第48条の15第4項、第48条の16、第48条の17第1項、第48条の18第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）、第66条第1項から第3項まで及び第6項、第67条の2、第68条、第71条第1項から第3項まで、第74条、第75条第4項、第76条、第85条第1項、第87条第1項、第91条第1項、第92条第1項及び第4項、第94条第1項、第3項及び第5項並びに第95条の2の規定により処理することとされているもの</p> <p>二 第13条第2項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務</p> <p>三 第17条第4項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務</p> <p>四 第94条第5項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>2 次に掲げる法律及びこれに基づく政令の規定により、都道府県等が指定区間外の国道の道路管理者又は道路管理者となるべき者として処理することとされている事務（第1号法定受託事務）</p> <p>一 軌道法（大正10年法律第76号）第8条第1項、第12条第2項及び第3項並びに第24条第2項</p> <p>二 軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第9条第1項、第10条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）、第11条の2及び第12条第2項から第4項まで</p> <p>三 道路運送法（昭和26年法律第183号）第91条</p> <p>四 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第10項、第8条第2項及び第3項、第9条第2項及び第3項、第11条第6項、第12条第8項、第15条第6項、第17条第2項、第21条第5項、第29条第1項、第30条、第31条並びに第32条第1項及び第2項</p>

- 五 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 7 条の 2
- 六 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 4 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）
- 七 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 7 条第 3 項
- 八 踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）第 3 条第 3 項及び第 4 項、並びに第 11 条
- 九 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項及び第 4 項、第 7 条第 1 項から第 4 項まで、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条第 1 項並びに第 17 条から第 19 条まで
- 十 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 3 条第 2 項
- 十一 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 21 条第 3 項
- 十二 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 3 項
- 十三 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 5 条第 4 項及び第 9 条第 2 項
- 十四 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 35 条第 1 項及び第 3 項
- 十五 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項
- 十六 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 6 項において準用する場合を含む）
- 十七 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 128 条第 4 項
- 十八 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 15 条第 2 項及び第 45 条第 2 項
- 十九 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条、第 4 条第 1 項から第 3 項まで（これらの規定を第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 6 条第 2 項（第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 8 条第 2 項、第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 1 項、第 18 条、第 20 条第 2 項、第 21 条及び第 26 条
- 二十 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成 7 年政令第 256 号）第 7 条第 2 項
- 二十一 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 11 項（同条第 16 項において準用する場合を含む。並びに第 62 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）
- 二十二 都市再生特別措置法施行令（平成 14 年政令第 190 号）第 17 条第 1 項及び第 2 項
- 二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 4 項
- 二十四 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 18 条第 5 項
- 二十五 鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和 62 年政令第 78 号）第 2 条

	二十六 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成 16 年政令第 160 号）第 7 条第 2 項から第 4 項まで及び第 12 条第 2 項（附則第 10 条第 1 項の規定により準用する場合を含む。）
IV	都道府県が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務のうち第 17 条第 2 項の規定により処理することとされているもの（第 1 号法定受託事務）

◆道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）

事務分類	条 項
I 又は II	都道府県、指定市又は法第 17 条第 2 項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第 4 条の 2、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 19 条の 6 第 2 項、第 19 条の 7、第 19 条の 9、第 19 条の 15、第 25 条第 2 項（第 26 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 30 条の 3 第 2 項（第 30 条の 5 において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものに限る。）

◆土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第 1 号法定受託事務）</p> <p>一 都道府県が第 71 条の 3 第 6 項及び第 7 項並びに第 76 条の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務</p> <p>イ 第 55 条第 10 項、第 69 条第 8 項、第 71 条の 3 第 12 項及び第 77 条第 5 項後段に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>ロ 第 72 条第 6 項に規定する事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第 2 号法定受託事務）</p> <p>一 第 4 条第 1 項後段、第 9 条第 4 項、第 10 条第 1 項後段、第 11 条第 5 項及び第 7 項、第 13 条第 1 項後段、第 14 条第 1 項後段及び第 3 項後段、第 19 条第 2 項及び第 3 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 6 項、第 29 条第 1 項、第 39 条第 1 項後段、第 41 条第 3 項、第 45 条第 2 項後段、第 51 条の 2 第 1 項後段、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 4 項、第 51 条の 10 第 1 項後段、第 51 条の 13 第 1 項後段、第 72 条第 1 項後段、第 77 条第 7 項後段、第 86 条第 2 項並びに第 97 条第 1 項後段に規定する事務</p> <p>二 第 55 条第 10 項及び第 71 条の 3 第 12 項に規定する事務（市町村又は市の</p>

みが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。) 三 第 72 条第 6 項及び第 77 条第 5 項後段に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

◆土地区画整理法施行令 (昭和 30 年政令第 47 号)

事務分類	条 項
I 又は II	1 第 1 条の 2 の規定により市町村が処理することとされている事務(国土交通大臣、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。) 2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第 1 条の 2 に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。) 二 第 3 条に規定する事務 三 第 6 条第 3 項及び第 68 条に規定する事務

◆建設機械抵当法施行令 (昭和 29 年政令第 294 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条第 1 項の規定により都道府県が処理する第 4 条から第 10 条までの事務

◆特定多目的ダム法 (昭和 32 年法律第 35 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 32 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 7 条、第 8 条(第 45 条において準用する場合を含む。)、第 9 条(基本計画の作成を除く。)、第 11 条、第 13 条(第 45 条において準用する場合を含む。)、第 14 条第 1 項(第 45 条において準用する場合を含む。)、第 15 条第 1 項(第 45 条において準用する場合を含む。)、第 16 条第 1 項(第 45 条において準用する場合を含む。)、第 16 条第 2 項(第 45 条において準用する場合を含む。))において準用する第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項、第 18 条(第 42 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 20 条第 2 項(第 45 条において準用する場合を含む。)、第 21 条第 1 項及び第 2 項(第 45 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 2 項、第 24 条第 1 項(計画概要の作成を除く。)、第 25 条、第 26 条第 1 項(第 45 条において準用する場合を含む。)、第 38 条第 1 項から第 3 項まで(第 45 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 41 条、第 42 条第 1 項並びに第 48 条の規定により

	都道府県が処理することとされている事務
IV	第30条(第45条において準用する場合を含む。)、第33条(第45条において準用する場合を含む。)、第34条第1項(第45条において準用する場合を含む。)、第35条第3項(第45条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）

事務分類	条 項
I 又は II	一 第19条第2項の規定により都県が処理することとされている事務(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。) 二 第26条第2項の規定により市町村が処理することとされている事務(都県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)

◆首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令(昭和34年政令第240号)

事務分類	条 項
I 又は II	第6条第2項の規定により市町村が処理することとされている事務(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)

◆住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）

事務分類	条 項
I 又は II	第4条第2項及び第5条並びに第29条第1項において準用する公営住宅法(昭和26年法律第193号)第44条第6項及び第46条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）

事務分類	条 項
I 又は II	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの 一 都道府県が第8条において準用する土地収用法(昭和26年法律第219号)第24条第4項及び第5項並びに同法第25条第2項、この法律第20条第1項、第3項及び第5項、第21条第1項、第23条第2項、第24条、第25条、第26条第1項、第26条第2項において準用する土地収用法第83条第4項から第6項まで、この法律第29条第2項、第30条第1項、第34条、第37条第2項において準用する土地収用法第94条第11項並びにこの法律第38条の2の規定(第45条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)により処理することとされている事務 二 市町村が第8条において準用する土地収用法第24条第2項及びこの法律第40条第2項の規定(第45条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)により処理することとされている事務

◆踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 10 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条第 2 項及び第 3 項(都道府県公安委員会の意見を聴く事務に係る部分に限る。)の規定により指定区間内の一般国道の管理を行う都道府県及び指定市が処理することとされている事務

◆新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都道府県が第 27 条第 2 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。) 二 都道府県が第 32 条第 1 項並びに第 34 条第 3 項及び第 4 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。) 三 市町村が第 34 条第 2 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。) <p>2 第 34 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務(地方公共団体(都道府県を除く。)、地方住宅供給公社(市のみが設立したのものに限る。))又は第 45 条第 1 項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)</p>

◆新住宅市街地開発法施行令（昭和 38 年政令第 365 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 第 15 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)(第 1 号法定受託事務)</p> <p>2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第 13 条の規定により処理することとされている事務 二 第 15 条第 2 項の規定により処理することとされている事務(地方公共団体(都道府県を除く。))又は地方住宅供給公社(市のみが設立したのものに限る。)が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)

◆近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）

事務分類	条 項
I 又は II	1 第 26 条第 2 項の規定により府県が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。） 2 第 35 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）

◆近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 157 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 8 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）

◆不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 12 条の 2、第 17 条第 1 項、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条第 2 項、第 23 条第 1 項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第 26 条第 2 項及び第 3 項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第 27 条第 3 項、第 29 条第 2 項並びに第 31 条第 1 項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号）

事務分類	条 項
I 又は II	附則第 3 項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務

◆河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

事務分類	条 項
I 又は II	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第 1 号法定受託事務） 一 第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項（同条第 1 項に準じた指定手続）、第 6 条第 1 項第 3 号及び第 2 項から第 6 項まで、第 10 条第 1 項及び第 2 項、同条第 3 項において読み替えて準用する第 9 条第 3 項（都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。）及び第 4 項、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条第 4 項及び第 5 項、第 16 条の 2 第 3 項から第 6 項まで、第 16 条の 3、第 17 条から第 20 条まで、第 21 条第 4 項、第 22 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項（裁決の申請受理）、第 22 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、

	<p>第23条から第25条まで、第26条第1項、第4項及び第5項、第27条第1項及び第5項、第30条、第31条第2項、第32条第4項、第34条第1項、第36条第2項及び第4項、第37条、第38条、第42条第2項から第4項まで、第43条第1項、第44条第1項、第47条第1項、第2項及び第4項、第52条、第53条第3項、第53条の2第1項及び第3項、第54条第1項及び第4項、第55条第1項、第56条第1項及び第3項、第57条第1項、第58条の2、第58条の3第1項及び第4項、第58条の4第1項、第58条の5第1項及び第3項、第58条の6第1項、第70条の2第1項及び第2項、第74条第1項から第3項まで及び第5項、第75条第1項から第7項まで、第77条第1項(河川監理員を命ずる事務に係る部分を除く。)、第78条第1項、第89条第1項から第3項まで及び第6項、第91条第1項並びに第95条の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p> <p>二 第32条第4項及び第36条第3項の規定により、指定区間内の一級河川に関して指定都市が処理することとされている事務</p> <p>三 第16条の3の規定により、市町村が処理することとされている事務</p>
IV	<p>第5条第1項、第6項(指定の変更又は廃止)、第16条第1項、第16条の2第1項、第21条第1項及び第3項、第22条第3項及び第4項、同条第5項(損失補償)及び第6項、第22条の2第5項、第57条第2項、第58条の6第2項、第66条、第67条、第68条第2項、第76条第1項及び第3項、第89条第8項の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務(第1号法定受託事務)</p>

◆河川法施行令(昭和40年政令第14号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第1号法定受託事務)</p> <p>一 第2条第1項又は第2項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務のうち河川法(昭和39年法律第167号)、第6条第1項第3号及び第2項から第6項まで、第10条第3項において読み替えて準用する第9条第3項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。)及び第4項、第14条、第15条、第16条の2第1項、第3項から第6項まで、第16条の3、第17条から第20条まで、第21条第4項、第22条第1項、第2項及び第5項(裁決の申請受理)、第22条の2第1項及び第2項、同条第3項においてその例によることとされる同法第89条第2項及び第3項、第23条から第25条まで、第26条第1項、第4項及び第5項、第27条第1項及び第5項、第30条、第31条第2項、第32条第4項、第34条第1項、第37条、第38条、第42条第2項から第4項まで、第43条第1項、第44条第1項、第47条第1項、第2項及び第4項、第52条、第53条第3項、第53条の2第1項及び第3項、第54条第1項及び第4項、第55条第1項、第56条第1項及び第3項、第57条第1項、第58条の2、第58条の3第1項及び第4項、第58条の4第1項、第58</p>

	<p>条の5第1項及び第3項、第58条の6第1項、第70条の2第1項及び第2項、第74条第1項から第3項まで及び第5項、第75条第1項から第7項まで、第77条第1項(河川監理員を命ずる事務に係る部分を除く。)、第78条第1項、第89条第1項から第3項まで及び第6項、第91条第1項並びに第95条の規定により処理することとされているもの</p> <p>二 第9条の2第2項、第10条の4第3項、第15条第1項及び第2項(第15条の4第2項、第16条の4第2項、第16条の5第4項、第16条の8第2項、第34条第2項及び第35条の2第2項において準用する場合を含む。)、第15条の4第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項及び第2項、第16条の6、第16条の8第1項、第16条の9第3項、第16条の10第2項、第16条の11第1項、第22条第4項及び第6項、第34条第1項、第35条の2第1項、第38条の3第2項、第38条の8、第39条の3第2項、第39条の4、第39条の6、第39条の7並びに第43条第3項の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>
IV	<p>第2条第1項又は第2項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務のうち河川法第21条第1項及び第3項、第22条第3項から第5項まで(第5項にあっては損失補償に限る。)</p> <p>及び第6項、第22条の2第5項、第57条第2項、第58条の6第2項、第66条、第67条、第68条第2項、第76条第1項及び第3項、第89条第8項の規定により処理することとされているもの(第1号法定受託事務)</p>

◆地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)

事務分類	条 項
I 又は II	第44条第1項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務

◆流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第1号法定受託事務)</p> <p>一 都道府県が第30条第2項、第38条第1項並びに第39条第3項及び第4項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。)</p> <p>二 市町村が第39条第2項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。)</p> <p>三 他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関(地方公共団体に限る。)が第46条第2項の規定により処理することとされている事務(他の法律により当該権限に属する事務が第1号法定受託事務とされている場合に限る。)</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第2号法定受託事務)</p> <p>一 第39条第2項に規定する事務(都道府県以外の地方公共団体が施行する</p>

	流通業務団地造成事業に係るものに限る。) 二 他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する市町村が第46条第2項の規定により処理することとされている事務(他の法律により当該権限に属する事務が第2号法定受託事務とされている場合に限る。)
--	--

◆流通業務市街地の整備に関する法律施行令(昭和42年政令第3号)

事務分類	条 項
I 又は II	第8条第2項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。)

◆公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)

事務分類	条 項
I 又は II	第11条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務(意見書を添付する事務を除く。)

◆都市計画法(昭和43年法律第100号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第1号法定受託事務)</p> <p>一 第20条第2項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限る。第3号において同じ。)、第22条第2項、第24条第1項前段及び第5項並びに第65条第1項(国土交通大臣が第59条第1項若しくは第2項の認可又は同条第3項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第65条第1項の規定により市が処理することとされている事務</p> <p>三 第20条第2項及び第62条第2項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限る。)の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>2 第20条第2項(都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限る。)&第62条第2項(都道府県知事から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限る。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第2号法定受託事務)</p>

◆都市再開発法(昭和44年法律第38号)

事務分類	条 項
I 又は II	1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第1号法定受託事務)

- 一 都道府県が第 61 条第 1 項、第 66 条第 1 項から第 8 項まで、第 68 条第 2 項において準用する土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 36 条第 5 項並びに第 98 条第 2 項及び第 3 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)
 - 二 市が第 61 条第 1 項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第 66 条第 1 項から第 8 項まで並びに第 98 条第 2 項及び第 3 項の規定により処理することとされている事務(機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)
 - 三 市町村が第 55 条第 2 項、第 58 条第 3 項及び第 4 項において準用する第 16 条第 1 項(ただし書を除く。))及び第 19 条第 4 項、第 61 条第 1 項(土地の試掘等に係る部分を除く。))及び第 3 項、第 68 条第 2 項において準用する土地収用法第 36 条第 4 項、第 98 条第 1 項並びに第 99 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 99 条第 2 項において準用する第 98 条第 3 項並びに第 106 条第 6 項において準用する第 41 条第 2 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)
- 2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第 2 号法定受託事務)
- 一 第 7 条の 9 第 2 項、第 7 条の 15 第 3 項、第 7 条の 17 第 5 項及び第 7 項、第 15 条第 2 項及び第 50 条の 5 第 2 項において準用する第 7 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 16 条第 1 項、第 19 条第 4 項、第 28 条第 1 項、第 41 条第 2 項、第 50 条の 8 第 3 項、第 114 条、第 115 条、第 117 条第 1 項及び第 3 項並びに第 124 条第 1 項に規定する事務
 - 二 第 55 条第 2 項、第 58 条第 3 項及び第 4 項において準用する第 16 条第 1 項(ただし書を除く。))及び第 19 条第 4 項並びに第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 8 第 5 項において準用する第 98 条第 1 項並びに第 99 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までに規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)
 - 三 第 61 条第 1 項(土地の試掘等に係る部分を除く。))及び第 3 項、第 68 条第 2 項において準用する土地収用法第 36 条第 4 項、第 98 条第 1 項並びに第 99 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで並びに第 99 条第 2 項において準用する第 98 条第 3 項に規定する事務(個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

◆都市再開発法施行令(昭和 44 年政令第 232 号)

事務分類	条 項
I 又は II	1 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第 1 号法定受託事務) <ul style="list-style-type: none"> 一 第 2 条の 2 及び第 50 条第 2 項に規定する事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係

	<p>るものに限る。)</p> <p>二 第 3 条に規定する事務(機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第 2 号法定受託事務)</p> <p>一 第 2 条の 2 及び第 50 条第 2 項に規定する事務(個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第 3 条に規定する事務(組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>三 第 8 条第 3 項に規定する事務</p>
--	---

◆地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 7 条第 2 項の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務

◆地価公示法施行令(昭和 44 年政令第 180 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条第 1 項の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務

◆地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 40 条第 1 項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務

◆積立式宅地建物販売業法(昭和 46 年法律第 111 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 12 条、第 13 条、第 16 条及び第 54 条の 2 の規定により都道府県が処理することとされている事務(第 12 条、第 13 条及び第 16 条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び削除に関するものに限る。)

◆公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定により町村が処理することとされている事務

◆新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第 1 号法定受託事務）</p> <p>一 都道府県が第 51 条第 1 項の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>二 市町村が第 25 条第 1 項において準用する土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 10 項（同条第 13 項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>三 市町村が第 29 条において準用する土地区画整理法第 72 条第 6 項及び第 77 条第 5 項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第 2 号法定受託事務）</p> <p>一 第 25 条第 1 項において準用する土地区画整理法第 55 条第 10 項（同条第 13 項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第 29 条において準用する土地区画整理法第 72 条第 6 項及び第 77 条第 5 項後段の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>

◆新都市基盤整備法施行令（昭和 47 年政令第 431 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 第 19 条の 2 において準用する土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 1 条の 2 及び第 34 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）（第 1 号法定受託事務）</p> <p>2 第 19 条の 2 において準用する土地区画整理法施行令第 1 条の 2 及び第 34 条第 2 項の規定により市町村が処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）（第 2 号法定受託事務）</p>

◆国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>第 15 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 27 条の 4 第 1 項（第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 29 条第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

◆大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第1号法定受託事務）</p> <p>一 都府県が第59条第6項及び第7項、第64条第1項、第67条第1項、同条第2項において準用する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第2項並びに第104条第1項及び第2項の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p> <p>二 市町村が第57条において準用する土地区画整理法第55条第10項、第59条第12項、第64条第1項及び第3項並びに第71条において準用する同法第77条第5項後段の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第2号法定受託事務）</p> <p>一 第33条第2項、第36条において準用する土地区画整理法第9条第4項、同法第10条第1項後段、同法第11条第5項及び第7項並びに同法第13条第1項後段、第50条第4項において準用する同法第41条第3項（第71条において準用する同法第78条第4項及び第83条において準用する同法第110条第7項において準用する場合を含む。）、第51条において準用する同法第19条第2項及び第3項、同法第20条第1項並びに同法第21条第6項、同法第29条第1項、同法第39条第1項後段並びに同法第45条第2項後段、第63条第1項、第71条において準用する同法第77条第7項後段、第72条第2項において準用する同法第86条第2項、第81条第2項において準用する同法第97条第1項後段並びに第95条第1項に規定する事務</p> <p>二 第57条において準用する土地区画整理法第55条第10項及び第59条第12項に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p> <p>三 第64条第1項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第3項並びに第71条において準用する土地区画整理法第77条第5項後段に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>

◆ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第306号）

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 第14条において準用する土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）（第1号法定受託事務）</p> <p>2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第2号法定受託事務）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 一 第 14 条において準用する土地区画整理法施行令第 1 条の 2 に規定する事務(個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。) 二 第 17 条において準用する土地区画整理法施行令第 6 条第 3 項及び第 19 条において準用する同令第 68 条に規定する事務 三 第 20 条において準用する土地区画整理法施行令第 3 条に規定する事務(法第 51 条において準用する土地区画整理法第 20 条第 1 項(法第 51 条において準用する土地区画整理法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に係るものに限る。) 四 第 43 条第 2 項に規定する事務
--	---

◆農住組合法(昭和 55 年法律第 86 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 90 条の 2 第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務

◆大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和 63 年法律第 47 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 3 条第 5 項(第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により都府県が処理することとされている事務

◆不動産特定共同事業法(平成 6 年法律第 77 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 12 条、第 13 条及び第 48 条の 2 の規定により都道府県が処理することとされている事務(第 12 条及び第 13 条の規定により処理することとされているものについては、主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に関するものに限る。)

◆密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>1 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第 1 号法定受託事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都道府県が第 192 条第 1 項、第 197 条第 1 項から第 8 項まで、第 199 条第 2 項において準用する土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 36 条第 5 項並びに第 233 条第 2 項(第 241 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 3 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。) 二 市が第 192 条第 1 項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第 197 条第 1 項から第 8 項まで並びに第 233 条第 2 項及び第 3 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地

- 方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)
- 三 市町村が第 183 条第 2 項(第 184 条において準用する場合を含む。)、第 188 条第 3 項及び第 4 項において準用する第 140 条第 2 項及び第 143 条第 4 項、第 192 条第 1 項(土地の試掘等に係る部分を除く。))及び第 3 項、第 199 条第 2 項において準用する土地収用法第 36 条第 4 項、第 233 条第 1 項並びに第 234 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで(これらの規定を第 241 条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 234 条第 2 項において準用する第 233 条第 3 項並びに第 250 条第 6 項において準用する第 160 条第 2 項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)
- 2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第 2 号法定受託事務)。
- 一 第 122 条第 2 項(第 129 条第 2 項、第 132 条第 2 項、第 136 条第 4 項、第 157 条第 2 項、第 163 条第 5 項、第 165 条第 2 項、第 172 条第 2 項、第 175 条第 2 項及び第 178 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 130 条において準用する都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 7 条の 17 第 5 項及び第 7 項、第 139 条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を第 157 条第 2 項及び第 168 条第 2 項(第 172 条第 2 項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第 140 条第 2 項(第 157 条第 2 項、第 169 条及び第 172 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 143 条第 4 項(第 157 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 148 条第 3 項において準用する都市再開発法第 28 条第 1 項、第 160 条第 2 項(第 174 条第 2 項(250 条第 7 項において準用する場合を含む。))及び第 250 条第 6 項において準用する場合を含む。)、第 171 条第 3 項(第 172 条第 2 項及び第 175 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 260 条、第 261 条第 1 項及び第 3 項並びに第 268 条第 1 項に規定する事務
- 二 第 183 条第 2 項(第 184 条において準用する場合を含む。))並びに第 188 条第 3 項及び第 4 項において準用する第 140 条第 2 項及び第 143 条第 4 項に規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)
- 三 第 192 条第 1 項(土地の試掘等に係る部分を除く。))及び第 3 項、第 199 条第 2 項において準用する土地収用法第 36 条第 4 項、第 233 条第 1 項並びに第 234 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで(これらの規定を第 241 条第 5 項において準用する場合を含む。))並びに第 234 条第 2 項において準用する第 233 条第 3 項に規定する事務(個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

◆密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成 9 年政令第 324 号)

事務分類	条 項
I 又は II	1 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第 1 号法定受託事務)

	<ul style="list-style-type: none"> 一 第 24 条及び第 52 条第 2 項に規定する事務(都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。次号において同じ。))が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。) 二 第 25 条に規定する事務(独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。) <p>2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの(第 2 号法定受託事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第 24 条及び第 52 条第 2 項に規定する事務(個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。次号において同じ。))が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。) 二 第 25 条に規定する事務(事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。) 三 第 27 条において準用する都市再開発法施行令(昭和 44 年政令第 232 号)第 8 条第 3 項に規定する事務
--	---

◆大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成 12 年法律第 87 号)

事務分類	条 項
I 又は II	市町村が第 9 条において準用する土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 12 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項及び第 3 項、第 20 条において準用する同法第 24 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 30 条第 5 項並びに第 35 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項及び第 6 項の規定により処理することとされている事務(第 11 条第 2 項の事業に関するものに限る。)

◆大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成 12 年政令第 500 号)

事務分類	条 項
I 又は II	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げる第 1 号法定受託事務(法第 11 条第 1 項の事業に関するものに限る。)及び第 2 号に掲げる第 2 号法定受託事務(法第 11 条第 2 項の事業に関するものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都道府県が第 8 条第 4 項、第 9 条において準用する第 8 条第 1 項及び第 3 項並びに第 10 条及び第 11 条において準用する土地収用法施行令(昭和 26 年政令第 342 号)第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定により処理することとされている事務 二 市町村が第 8 条第 1 項及び第 3 項、同条第 4 項(第 9 条において準用する場合を含む。)並びに第 10 条及び第 11 条において準用する土地収用法施行令第 5 条第 4 項の規定により処理することとされている事務

◆高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 21 条第 2 項及び第 51 条第 2 項において準用する公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 45 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事

	務
--	---

◆都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 58 条第 1 項及び第 3 項の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）

◆マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 9 条第 7 項（第 34 条第 2 項、第 45 条第 4 項、第 50 条第 2 項及び第 54 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 1 項（第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条第 3 項（第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 25 条第 1 項、第 38 条第 5 項、第 49 条第 3 項（第 50 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 51 条第 4 項及び第 6 項並びに第 97 条第 1 項の規定により町村が処理することとされている事務

◆マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 1 条、第 2 条（第 15 条において準用する場合を含む。）、第 4 条第 4 項及び第 25 条第 2 項の規定により町村が処理することとされている事務

◆独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 24 条第 2 項並びに第 28 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆独立行政法人水資源機構法施行令（平成 15 年政令第 329 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 27 条並びに第 28 条第 2 項ただし書及び第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）

事務分類	条 項
I 又は II	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（第 1 号法定受託事務） 一 第 3 条第 3 項（同条第 5 項（同条第 11 項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、同条第 4 項から第 7 項まで、第 9 項及び第 10 項（同条第 11 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定、第 4 条第 1 項及び第 3 項（河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 2

	<p>条第 1 項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている場合に限る。)、同条第 4 項及び第 5 項、同条第 6 項及び第 7 項 (河川法施行令第 2 条第 1 項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている場合に限る。) 並びに同条第 8 項の規定(同条第 9 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 並びに第 34 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項、第 6 項及び第 10 項 (裁決の申請の受理) (特定都市河川流域の指定に係るものに限る。) の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第 4 条第 1 項及び第 3 項 (河川法施行令第 2 条第 2 項の規定により、指定区間内の一級河川に関して指定都市が処理することとされている場合に限る。)、同条第 4 項及び第 5 項、同条第 6 項及び第 7 項 (河川法施行令第 2 条第 2 項の規定により、指定区間内の一級河川に関して指定都市が処理することとされている場合に限る。) 並びに同条第 8 項の規定(同条第 9 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) により市町村が処理することとされている事務</p>
IV	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの (第 1 号法定受託事務)</p> <p>一 第 3 条第 3 項(同条第 5 項(同条第 11 項において準用する場合を含む。)) において準用する場合に限る。)、同条第 4 項から第 7 項まで、第 9 項及び第 10 項(同条第 11 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第 4 条第 1 項、第 3 項、同条第 6 項及び第 7 項 (河川法施行令第 2 条第 1 項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている場合を除く。) 並びに第 34 条第 8 項から第 10 項 (損失補償) まで (特定都市河川流域の指定に係るものに限る。) の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第 4 条第 1 項、第 3 項、同条第 6 項及び第 7 項 (河川法施行令第 2 条第 2 項の規定により、指定区間内の一級河川に関して指定都市が処理することとされている場合を除く。) の規定(同条第 9 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) により市町村が処理することとされている事務</p>

◆東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律 (平成 23 年法律第 33 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により県が処理することとされている事務(同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。)

◆東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令 (平成 23 年政令第 114 号)

事務分類	条 項
I 又は II	第 13 条において準用する第 12 条第 1 項及び第 4 項の規定により県が処理する

	こととされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令(昭和31年政令第332号)第1条の5第1項第1号、第5号から第6号の2まで、第12号又は第15号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)
--	---

◆軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和28年政令第257号)

事務分類	条 項
I 又は II	第1条第1項から第3項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

◆他の都府県又は他の都府県内の公共団体に砂防工事の費用を負担させる場合の手續に関する政令(昭和28年政令第312号)

事務分類	条 項
IV	第1条第1項前段の規定により都府県が処理することとされている事務

◆奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和29年政令第239号)

事務分類	条 項
I 又は II	第24条及び第25条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務

◆国土開発幹線自動車道建設法施行令(昭和32年政令第151号)

事務分類	条 項
I 又は II	第4条及び第5条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆車両制限令(昭和36年政令第265号)

事務分類	条 項
I 又は II	この政令の規定により都道府県、指定市又は道路法(昭和27年法律第180号)第17条第2項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務

【環境省】

◆公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)

事務分類	条 項
I 又は II	第4条第1項、第2項、第4項及び第6項、第5条第1項、第7条第2項(第8条第3項及び第8条の2第3項において準用する場合を含む。)、第8条第2項、

	第8条の2第2項、第9条、第11条第2項、第15条第1項、第19条第1項、第20条、第21条第2項、第24条第1項及び第2項、第25条第1項、第28条第1項から第4項まで及び第7項(第39条第3項において準用する場合を含み、第28条第2項にあつては同条第4項後段において準用する場合を含む。)、第29条第1項並びに同条第2項及び第4項(第35条第2項及び第41条第2項において準用する場合を含む。)、第35条第1項及び第3項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条、第43条、第46条(IVに分類される事務を除く。)、第136条から第138条まで、第139条第1項及び第4項並びに第140条第1項の規定により都道府県又は第4条第3項の政令で定める市が処理することとされている事務
IV	第46条第1項(公害保健福祉事業の内容)

【防衛省】

◆日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)

事務分類	条 項
I 又は II	第9条第2項において準用する土地収用法(昭和26年法律第219号)第81条第3項の規定、第14条の規定により適用される土地収用法第94条第4項において準用する同法第19条、同法第94条第5項、同条第6項において準用する同法第50条第1項、第2項及び第4項、第65条第1項、第65条の2第7項並びに第66条第3項並びに同法第94条第7項、第8項及び第11項の規定、第16条第2項及び第3項(第17条第3項において準用する場合を含む。)並びに第4項(第17条第3項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第94条第11項の規定、第19条第1項、第3項及び第5項、第20条第1項、第21条第1項、第22条並びに第23条第6項の規定並びに第26条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第23条第2項、第24条、第25条、第26条第1項、同条第2項において準用する土地収用法第83条第4項から第6項まで、第29条第2項、第34条及び第37条第2項において準用する同法第94条第11項の規定により都道府県が処理することとされている事務

◆自衛隊法(昭和29年法律第165号)

事務分類	条 項
I 又は II	第103条第1項から第4項まで、第6項、第7項及び第13項から第15項まで、第103条の2並びに第115条の10第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務(第115条の10第4項の規定により処理することとされているもののうち民有林に係るものにあつては、森林法(昭和26年法律第249号)

第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

◆自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）

事務分類	条 項
I 又は II	第 114 条から第 118 条まで及び第 120 条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第 161 条第 2 項の規定により河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第 5 条第 1 項に規定する二級河川に関して都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市が処理することとされている事務並びに第 133 条(第 144 条において準用する場合を含む。)、第 134 条並びに第 135 条(第 144 条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務
IV	第 119 条（国が交付した経費の範囲内で地方公共団体が自衛官等の募集に関する独自の広報宣伝を行う場合に限る）

地方自治法施行令の一部を改正する政令新旧対照表
 ○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
第一編 総則		第一編 総則	
<p>（政令に定める法定受託事務）</p> <p>第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。</p> <p style="text-align: center;">第二編 普通地方公共団体</p> <p style="text-align: center;">第三章 議会</p> <p style="text-align: center;">第二百一十一条の二（略）</p> <p>第二百一十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとするが適當でないものとして政令で定める</p>		<p>（政令に定める法定受託事務）</p> <p>第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十五条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十六条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。</p> <p style="text-align: center;">第二編 普通地方公共団体</p> <p style="text-align: center;">第三章 議会</p> <p style="text-align: center;">第二百一十一条の二（略）</p> <p>（新設）</p>	

ものは、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十一条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項（同法第百七十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第十八条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第十五条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十六条第四項及び第五項（これらの規定を同法第百七十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十条（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十四条第六項（同法第五十八条第六項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項から第三項まで、第五十九条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第六十二条第四項（同法第五項及び同法第六十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）並びに第百八十三条において準用する場合を含む。）、第六十三条、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第二項、第七十七条第三項、第八十一条第一項及び第四

項、第八十五条第一項、第八十九条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第四項、第六項及び第七項並びに第二百二条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに第二百二条第一項（同法第五項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定、同法第百五十五条第十三項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十七条第二項及び第三項並びに第九十九条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第三百三十四条第二項及び第三百三十九条から第四百四十一条まで（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百四十二条、第四百四十三条及び第四百四十四条（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百四十五条並びに第五百五十一条第一項並びに第五百五十二条第一項及び第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

第二百一十一条の四（略）

第二百一十一条の三（略）

第二百一十一条の五（略）

第二百一十一条の三の二（略）

第四章 執行機関

第四章 執行機関

第一節 普通地方公共団体の長及び補助機関並びに普通地方公共団体の長と他の執行機関との関係

第一節 普通地方公共団体の長及び補助機関並びに普通地方公共団体の長と他の執行機関との関係

第二百二十二条（略）

第二百二十二条（略）

第二節 委員会及び委員

第二節 委員会及び委員

第三款 監査委員

第三款 監査委員

第四百四十条の五 第二百一十一条の四第一項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

第四百四十条の五 第二百一十一条の三第一項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

2 第二百一十一条の四第二項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二百一十一条の四第二項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

2 第二百一十一条の三第二項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二百一十一条の三第二項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

地方自治法施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）……………
 - 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）……………
 - 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）……………
 - 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（抄）……………
 - 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）……………
 - 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）……………
- 693 693 693 659 658 657

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- ④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- ⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならない。
- ⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
- ⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
- ⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
 - 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
 - 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）
- ⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- ⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- ⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するようにならなければならない。これを解釈し、及び運用しなければならない。
- ⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じた当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。

らない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に關すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の第三項において同じ。))に係る同法第十二条第一項(同法第三十八条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条

第一項において準用する場合を含む。))の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九

十九条の第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は

裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に關すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共(これらに基づく条例を含む。))により議会の権限に属する事項

⑱ 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に關

することその他の事由により議会の議決すべきものとする)が適当でないものとして政令で定めるものを除く。))につき議会の議決すべきものを

定めることができる。

○ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

(政令に定める法定受託事務)

第一条 政令に定める法定受託事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。)(で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務(同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第百二十五条において同じ。))にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務(同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第百二十六条において同じ。))にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

第百二十一条の二 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

② 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

第百二十一条の三 地方自治法第九十八条第一項に規定する労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものは、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の規定による労働争議のあつせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に属する事務(その組織に關する事務及び庶務を除く。))並びに土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定による取用に關する裁決その他取用委員会の権限に属する事務(その組織に關する事務及び庶務を除く。))とする。

② 地方自治法第九十八条第一項に規定する議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものは、当該検査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に關する事務(当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。))及び個人の秘密を害することとなる事項に關する事務(当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。))並びに土地収用法の規定による取用に關する裁決その他取用委員会の権限に属する事務とする。

③ 第一項の規定は、地方自治法第九十八条第二項に規定する労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

④ 第二項の規定は、地方自治法第九十八条第二項に規定する同項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

第百二十一条の三の二 前条第一項の規定は、地方自治法第百条第一項に規定する労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

② 前条第二項の規定は、地方自治法第百条第一項に規定する議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用

する。この場合において、前条第二項中「検査」とあるのは、「調査」と読み替えるものとする。

第四百四十条の五 第二百一十一条の第三項の規定は、地方自治法第九十九条第二項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

② 第二百一十一条の第三項の規定は、地方自治法第九十九条第二項に規定する監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二百一十一条の第三項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第二百二十三条 都道府県が第五条第一項後段、第六条、第八十条第一項から第三項まで、第八十一条、第八十二条第二項において準用する同条第一項、同条第三項、第八十三条並びに第八十八条の二第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務並びに第八十四条において準用する公職選挙法施行令の規定及び第八十八条の二第三項の規定により適用する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 都が第二百九条第二項において準用する第五条第一項後段及び第六条の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 市町村が第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、同条第二項において準用する場合を含む。)、第八十三条第一項並びに第八十八条の二第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務並びに第八十四条において準用する公職選挙法施行令の規定及び第八十八条の二第三項の規定により適用する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第二百二十四条 市町村が第九十一条第二項及び第四項、第九十二条第三項、第九十三条の二第一項、第九十四条第三項及び第四項並びに第九十五条の二の規定(第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百六条及び第二十一条において準用する場合を含む。))により処理することとされている事務(都道府県に対する請求に係るものに限る。)、第一百条の二第二項、第一百四条第二項、第一百七条第一項第三号及び第三項並びに第九十九条の三第一項及び第二項の規定(第一百三十二条及び第一百六条の二において準用する場合を含む。))並びに第九十九条の三第三項(第一百三十二条及び第一百六条の二において準用する場合を含む。))において適用する普通地方公共団体の議会の解散に関する規定により処理することとされている事務(都道府県に対する請求に係るものに限る。))並びに第一百六条、第一百十四条及び第一百七十七条において準用する公職選挙法施行令の規定により処理することとされている事務(都道府県に対する請求に係るものに限る。))は、第二号法定受託事務とする。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第十二号)(抄)

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第九条)

第二節 国民の保護のための措置の実施(第十条―第二十三条)

第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制(第二十四条―第三十一条)

第四節 国民の保護に関する基本指針等(第三十二条―第三十六条)

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会(第三十七条―第四十条)

第六節 組織の整備、訓練等(第四十一条―第四十三条)

第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等(第四十四条―第五十一条)

第二節 避難の指示等(第五十二条―第六十条)

第三節 避難住民の誘導(第六十一条―第七十三条)

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援(第七十四条―第九十三条)

第二節 安否情報の収集等(第九十四条―第九十六条)

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則(第九十七条―第一百一条)

第二節 応急措置等(第一百二条―第二十五条)

第三節 被災情報の収集等(第二十六条―第二十八条)

第五节 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置(第二十九条―第三十三条)

第二節 生活基盤等の確保に関する措置(第三十四条―第三十八条)

第三節 応急の復旧(第三十九条―第四十条)

第六章 復旧、備蓄その他の措置(第四十一条―第五十八条)

第七章 財政上の措置等(第五十九条―第七十一条)

第八章 緊急対処事態に対処するための措置(第七十二条―第八十三条)

第九章 雑則(第八十四条―第八十七条)

第十章 罰則(第八十八条―第九十四条)

第十一章 事態対処法の一部改正(第九十五条)

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に關し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に關する措置、避難住民等の救援に關する措置、武力攻撃災害への対処に關する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に關する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第六号まで(第三号を除く。)、第九条第一項、第十条第一項及び第十一條第一項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号 第一条の地方道路公社をいう。)、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項の地方独立行政法人をいう。))で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二条第一号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に關する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に關し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に關する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進す

る責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たつては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に關し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであつて、その要請に当たつて強制にわたることがあつてはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 第五条第二項の自主防災組織をいう。以下同じ。))及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであつてはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(日本赤十字社の自主性の尊重等)

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二十六号の放送事業者をいう。以下同じ。))である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由の特に配慮しなければならない。

(国民に対する情報の提供)

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に關し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

- 2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。
- (留意事項)

- 2 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

第二節 国民の保護のための措置の実施

(国の実施する国民の保護のための措置)

- 第十條 国は、対処基本方針及び第三十二條第一項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。
 - 一 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置
 - 二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - 三 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - 四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
 - 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- 2 指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ。)及び指定地方行政機関の長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他の法令の規定に基づき、第三十三條第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画で定めるところにより、前項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

- 第十一條 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他の法令の規定に基づき、第三十四條第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。
 - 一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
 - 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - 三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - 四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
 - 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- 2 都道府県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他の法令の規定に基づき、前項の都道府県の国民の保護に関する

- 3 都道府県の区域内の公共の団体は、対処基本方針が定められたときは、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)が実施する国民の保護のための措置に協力するものとする。
- 4 第一項及び第二項の場合において、都道府県知事等は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

- (他の都道府県知事等に対する応援の要求)
- 第十二條 都道府県知事等は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会管理の下にその職権を行うものとする。

(事務の委託の事例)

- 第十三條 都道府県は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法昭和二十二年法律第六十七號第二百五十二條の十四及び第二百五十二條の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該他の都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(都道府県知事による代行)

- 第十四條 都道府県知事は、武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊の部隊等の派遣の要請)

- 第十五條 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置(治安の維持に係るものを除く。次項及び第二十條において同じ。)を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五號)第八條の部隊等(以下「自衛隊の部隊等」という。)の派遣を要請することができる。
- 2 対策本部長は、前項の規定による要請が行われない場合において、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。

3 対策本部長は、前項の規定による求めをしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

3 市町村の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、市町村の長その他の執行機関(以下「市町村長等」という。)が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

5 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第十一条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第十七条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 第十二条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(事務の委託の手続の特例)

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十

四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等(地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。)にこれを管理し、及び執行させることができる。

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第二十條 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができなるときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(安全の確保)

第二十二条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(武力攻撃等の状況等の公表)

第二十三条 対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その他の国民の保護のための措置の実施の状況について、適時に、かつ、適切な方法により、国民に公表しなければならない。

第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制

(対策本部の所掌事務等)

- 第二十四条 対策本部は、事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置の総合的な推進に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務
 - 三 対策本部に、対策本部長の定めるところにより対策本部の事務(国民の保護のための措置に関する事務に限る。)の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。
 - 四 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。
 - 五 内閣総理大臣は、第二項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、当該武力攻撃事態等現地対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該武力攻撃事態等現地対策本部を廃止したときはその旨を、直ちに、公示しなければならない。
 - 六 武力攻撃事態等現地対策本部は、対策本部長の命を受け、武力攻撃事態等現地対策本部の事務を掌理する。
 - 七 武力攻撃事態等現地対策本部長及び武力攻撃事態等現地対策本部長以外の職員は、対策副本部長(事態対処法第十一条第三項の対策副本部長をいう。)、対策本部長(同項の対策本部長をいう。)(その他の職員のうちから、対策本部長が指名する者をもって充てる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置すべき地方公共団体の指定)

- 第二十五条 内閣総理大臣は、事態対処法第九条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について、閣議の決定を求めなければならない。
- 一 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定があつたときは、総務大臣を経由して、直ちに、その旨を同項の指定を受けた都道府県の知事及び市町村の長に通知するとともに、これを公示しなければならない。
 - 二 内閣総理大臣は、第一項の指定を解除する必要があると認めるときは、当該指定の解除について、閣議の決定を求めなければならない。
 - 三 第二項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(指定の要請)

- 第二十六条 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。
- 一 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

- 一 都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織
- 二 第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)(又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。))とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。
- 三 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(都道府県知事が設置するもの)であつては、第四号に掲げる者を除く。(を)をもって充てる。
 - 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視總監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 四 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 副市町村長
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)
 - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 五 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 六 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。
- 七 防衛大臣は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。
- 八 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつては、当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

- 第二十九条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村長等又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。
- 6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長又は市町村対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の關係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあっては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあっては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 11 都道府県知事等又は市町村長等は、都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

第三十条 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

第四節 国民の保護に関する基本指針等

(基本指針)

- 第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
- 二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たつて考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項
- 三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項
- 四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項
- 五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 六 国民の保護のための措置の実施に当たつての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 5 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 6 前三項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成

- しなければならない。
- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項
 - 二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に關し必要な事項
 - 3 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聴かなければならない。
 - 4 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。
 - 5 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
 - 6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
 - 7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(都道府県の国民の保護に関する計画)

- 第三十四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
 - 二 都道府県が実施する第十一条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
 - 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
 - 四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 - 五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に關し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画及び他の都道府県の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県の知事

の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 7 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

- 第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
 - 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
 - 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に關し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第三十三条の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画)

- 第三十六条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に關し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。
- 2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に關し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。
- 3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- 二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項
- 五 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。
- 六 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 七 前三項の規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更については準用する。ただし、第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会

(都道府県協議会の設置及び所掌事務)

- 第三十七条 都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県に、都道府県国民保護協議会(以下この条及び次条において「都道府県協議会」という。)を置く。
- 2 都道府県協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
 - 二 前号の重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 3 都道府県知事は、第二十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(都道府県協議会の組織)

- 第三十八条 都道府県協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、都道府県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

- 二 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者
- 三 当該都道府県の副知事
- 四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長
- 五 当該都道府県の職員(前二号に掲げる者を除く。)
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長
- 七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 委員の任期は、二年とし、再任することをお勧めない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

- 第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。
- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
 - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

- 第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
 - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
 - 二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)
 - 三 当該市町村の属する都道府県の職員

- 四 当該市町村の副市町村長
- 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
- 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
- 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 五 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 六 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 七 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村長」と読み替えるものとする。
- 八 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第六節 組織の整備、訓練等

（組織の整備）

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（訓練）

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

（啓発）

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対

する啓発に努めなければならない。

第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等

（警報の発令）

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

2 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 二 武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 三 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に對し周知させるべき事項

3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令する場合において、前項第二号の地域に該当する地域を特定することができないときは、同号の事項を定めることを要しない。

（対策本部長等による警報の通知）

第四十五条 対策本部長は、前条第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第一項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県知事による警報の通知）

第四十六条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

（市町村長による警報の伝達等）

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。

3 都道府県警察は、市町村と協力し、第一項の通知の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

(指定行政機関の長その他の者による警報の伝達)

第四十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その内容を学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

第四十九条 前条に規定するもののほか、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官は、第四十五条第一項の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、外務大臣にあつては外国に滞在する邦人に、国土交通大臣にあつては航空機内に在る者に、海上保安庁長官にあつては船舶内に在る者に伝達するよう努めなければならない。

(警報の放送)

第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

(警報の解除)

第五十一条 対策本部長は、警報の必要がなくなったと認めるときは、当該警報を解除するものとする。

第四十五条から前条までの規定は、対策本部長が前項の規定により警報を解除する場合について準用する。

第二節 避難の指示等

(避難措置の指示)

第五十二条 対策本部長は、第四十四条第一項の規定により警報を発令した場合において、住民の避難(屋内への避難を含む。以下同じ。)が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府県知事(次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。)に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、前項の規定による指示(以下「避難措置の指示」という。)をするときは、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 住民の避難が必要な地域(以下「要避難地域」という。)

二 住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。)

三 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

3 対策本部長は、避難措置の指示を受けた場合において、離島を含む地域を要避難地域として示すときは、当該離島の避難住民(第五十四条第一項の規定による指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。以下同じ。)の運送に關し特に配慮しなければならない。

4 対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

5 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知しなければならない。

6 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第四項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を関係都道府県知事以外の都道府県知事に通知しなければならない。

7 第四十六条の規定は、都道府県知事が避難措置の指示又は前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

8 第四十九条の規定は、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官が第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(避難措置の指示の解除)

第五十三条 対策本部長は、要避難地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除するものとする。

2 前項の場合において、対策本部長は、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、避難措置の指示を解除した旨を通知しなければならない。

3 前条第四項から第八項までの規定は、対策本部長が第一項の規定により避難措置の指示を解除する場合について準用する。

(避難の指示)

第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示(以下「避難の指示」という。)をするときは、第五十二条第二項各号に掲げる事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない。

3 都道府県知事は、避難の指示をする場合において、避難先地域に当該都道府県の区域内の指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域が含まれるときは、あらかじめ、当該指定都市の長の意見を聴くものとする。

4 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示を住民に伝達する場合について準用する。

5 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町村長(当該都道府県の区域内の市町村の長に限る。)に通知しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

7 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)、当該都道府県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びに当該都道府県の区域内の避難先地域の避難施設(第四百四十八条第一項の避難施設をいう。第二百五十条を除き、以下同じ。)の管理者に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(避難の指示の解除)

第五十五条 都道府県知事は、第五十三条第一項の規定により要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項後段の規定により避難の指示をした場合において、当該避難の指示に係る要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該地域の全部又は一部について避難の指示を解除するものとする。

3 前条第七項及び第八項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により避難の指示を解除した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の避難の指示が当該要避難地域を管轄する都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該所要の避難の指示をすべしと認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら当該所要の避難の指示をすることができ、

3 前二項の規定は、都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除する場合について準用する。

(避難の指示等の放送)

第五十七条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が第五十四条第七項(第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合について準用する。

(都道府県の区域を越える住民の避難)

第五十八条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

2 前項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

3 第一項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、当該都道府県の区域において避難住民を受け入れられべき地域(以下この項及び次項において「受入地域」という。)を決定し、直ちに、その旨を当該受入地域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

4 第五十四条第三項の規定は、受入地域に指定都市(当該都道府県の区域内の指定都市に限る。)の区域が含まれる場合について準用する。

5 避難先地域を管轄する都道府県知事は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を要避難地域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

6 第五十四条第六項の規定は、市町村長が第三項の規定による通知を受けた場合について準用する。

7 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が第三項の規定による決定をした場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

8 第一項の場合において、要避難地域を管轄する都道府県知事は、第五十五条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除したときは、速やかに、その旨を避難先地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

9 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

(関係都道府県知事の連絡及び協力等)

第五十九条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、関係都道府県知事は、住民の避難に関する措置に関し、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣は、都道府県の区域を越える住民の避難を円滑に行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に係る内閣総理大臣の是正措置)

第六十条 内閣総理大臣は、都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置が避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置を講ずべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置が当該避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は総務大臣を指揮し、当該所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置を講じ、又は講じさせることができる。

第三節 避難住民の誘導

(避難実施要領)

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）（警察署長、海上保安部長等）（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。
- 4 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

（市町村長による避難住民の誘導等）

- 第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。
- 2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。
- 3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。
- 4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、当該消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。
- 5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長」とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。
- 6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察官等による避難住民の誘導等）

- 第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官（海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。））による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定により避難住民を誘導する市町村長から求めがあったとき、又は当該市町村長の求めを待っていないと認めるときは、警視總監若しくは道府県警察本部長、管区海上保安本部長又は前項の自衛隊の部隊等の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による要請について、必要な調整を行うことができる。

（市町村長との協議等）

- 第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（次項及び第三項において「警察署長等」という。）は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 3 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導している場合において、避難住民の生命又は身体のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（病院等の施設の管理者の責務）

- 第六十五条 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは、当該避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- （避難住民を誘導する者による警告、指示等）
- 第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。
- 2 前項の場合において、警察官又は海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項の規定は、警察官及び海上保安官がその場にいらない場合に限り、避難住民を誘導している消防吏員又は自衛官の職務の執行について準用する。

(都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)

第六十七条 都道府県知事は、避難住民の誘導を円滑に実施するため、市町村長に対し、的確かつ迅速に必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定に基づく所要の避難住民の誘導が関係市町村長により行われないうちにおいて、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、当該所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行ってもなお、当該市町村長に對し、当該所要の避難住民の誘導が当該関係市町村長により行われないうちときは、当該市町村長に通知した上で、その職員を指揮し、避難住民を誘導させることができる。
- 4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の長が当該都道府県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があつたときは、その職員を指揮し、避難住民の誘導を補助させることができる。
- 5 前条第一項の規定は、前二項の規定により避難住民を誘導し、又は避難住民の誘導を補助する都道府県の職員について準用する。

(避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置)

第六十八条 内閣総理大臣は、避難住民の誘導に関する措置に関し、対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の誘導に関する措置が関係都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難住民の誘導に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(避難住民の復帰のための措置)

- 第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 第六十二条及び第六十七条(第五項を除く。)の規定は、前項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「その避難実施要領」とあるのは「別に定める避難住民の復帰に関する要領」と、同条第二項中「避難実施要領」とあるのは「長が別に定める避難住民の復帰に関する要領」と読み替えるものとする。

(避難住民の誘導への協力)

- 第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十二条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第六十七条第三項の規定により避難住民を誘導する者又は同条第四項の規定により避難住民の誘導を補助する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。
- 2 前項の場合において、警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。

(避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関(都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。)に対し、避難住民の運送を求めることができる。

- 2 前項の指定公共機関及び指定地方公共機関は、同項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)

第七十三条 内閣総理大臣は、避難住民の運送に関し、対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の運送が関係指定公共機関により行われないうちにおいて、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該指定公共機関に対し、当該所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、避難住民の運送が関係指定地方公共機関により的確かつ迅速に行われないうちにおいて、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。
- 3 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第四十四条第一項の規定により対策本部長が発令した警報の内容に照らし指定公共機関及び指定地方公共機関の安全が確保されていると認められる場合でなければ、前二項の規定による指示を行つてはならない。
- 4 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援

(救援の指示)

第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

- 2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

（救援の実施）

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示（以下この項において「救援の指示」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援（以下単に「救援」という。）のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。）の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療の提供及び助産
 - 五 被災者の捜索及び救出
 - 六 埋葬及び火葬
 - 七 電話その他の通信設備の提供
 - 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの
- 2 救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村長による救援の実施等）

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

（日本赤十字社による措置）

第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八十条第一項の協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

3 都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

（通信設備の設置に関する協力）

第七十八条 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者をいう。第三百三十五条第二項及び第三百五十六条において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、都道府県知事が行う救援に対して必要な協力をするよう努めなければならない。

（緊急物資の運送）

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たつて必要な物資及び資材（次項及び第二百五十五条第一項において「緊急物資」という。）の運送を求めることができる。

2 第七十一条第二項、第七十二条及び第七十三条の規定は、緊急物資の運送について準用する。

（救援への協力）

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（物資の売渡しの要請等）

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

（土地等の使用）

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設する

ため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないときは、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

（公用令書の交付）

第八十三条 第八十一条第二項、第三項及び第四項（同条第一項に係る部分を除く。）並びに前条の規定による処分については、都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（立入検査等）

第八十四条 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第八十一条第二項若しくは第四項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命じ、又は第八十二条の規定により土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。

2 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第八十一条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（医療の実施の要請等）

第八十五条 都道府県知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

2 前項の場合において、同項の医療関係者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合において

ては、同項の事項を書面で示さなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

（応援の指示）

第八十六条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救援について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

（救援の支援）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事から救援を行うに当たつての支援を求められたときは、救援に係る物資の供給その他必要な支援を行うものとする。

（救援に係る内閣総理大臣の是正措置）

第八十八条 内閣総理大臣は、救援に関し対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の救援が関係都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の救援を行うべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行つてもなお所要の救援が当該関係都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該関係都道府県知事に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は関係大臣を指揮し、当該所要の救援を行い、又は行わせることができる。

（収容施設等に関する特例）

第八十九条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第七十七条の規定は、避難住民等を収容し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うための施設（第三項において「収容施設等」という。）であつて都道府県知事が臨時に開設するもの（次項及び第三項において「臨時の収容施設等」という。）については、適用しない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、臨時の収容施設等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第一百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が行う収容施設等の応急の修繕及び臨時の収容施設等の建築について準用する。

（臨時の医療施設に関する特例）

第九十条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設

については、適用しない。

(外国医療関係者による医療の提供の許可)

- 第九十一条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、次の各号に掲げる資格を有する者の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府、国際機関等から医療の提供の出がであったときは、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その従事する区域及び業務の内容を指定して、外国において当該各号に掲げる資格に相当する資格を有する者(第三項において「外国医療関係者」という。)が、必要限度で医療を行うことを許可することができる。
- 一 医師 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十七条
 - 二 歯科医師 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十七条
 - 三 薬剤師 薬剤師法(昭和二十五年法律第四百六号)第十九条
 - 四 看護師 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項
 - 五 准看護師 保健師助産師看護師法第三十二条
 - 六 救急救命士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可に際して指定した区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可を受けた外国医療関係者(以下この条において「許可外国医療関係者」という。)による医療を行う必要がなくなつたと認めるときは、当該許可を取り消すものとする。
- 4 厚生労働大臣は、許可外国医療関係者が、業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったとき、その他政令で定める事由に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- 5 許可外国医療関係者については、外国において医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士に相当する資格を有する者をそれぞれ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士とみなして、政令で定める法律の規定を適用する。
- 6 医師法第十八条、歯科医師法第十八条、薬剤師法第二十条又は救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十八条の規定は、許可外国医療関係者のうち、それぞれ外国において医師、歯科医師、薬剤師又は救急救命士に相当する資格を有する者については、適用しない。

(外国医薬品等の輸入の承認)

- 第九十二条 薬事法(昭和二十五年法律第四百十五号)第十四条の三の規定は、避難住民等に対する医療の提供のために必要な医薬品(同法第二条第一項の医薬品をいう。以下この項及び第三項において同じ。)又は医療機器(同法第四項の医療機器をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の輸入について準用する。この場合において、同法第四条の三第一項中「第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が」とあるのは「厚生労働大臣は」と、「として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項」とあるのは「を輸入しようとする者に対して、第十四条第二項」と、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目」とあるのは「その品目」と、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは「厚生労働大臣が認めるもの」と読み替えるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項において準用する薬事法第十四条の三第一項の承認を与えた場合において、当該承認に係る品目の輸入の必要がなくなつたと認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくはその拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 3 薬事法第八十条第四項の規定は、第一項において準用する同法第十四条の三第一項の規定により輸入される医薬品又は医療機器について準用する。

(海外からの支援の受入れ)

- 第九十三条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、法律の規定によつては避難住民等の救援に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待たないときは、当該支援の受入れについて必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。
- 2 災害対策基本法第九十九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第二節 安否情報の収集等

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

- 第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。(の安否に関する情報(以下「安否情報」という。)を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。
- 3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

- 第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。
- 2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

(外国人に関する安否情報)

- 第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。
- 2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則

(武力攻撃災害への対処)

- 第九十七条 国は、武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、基本指針で定めるところにより、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力して、武力攻撃災害への対処に関する措置(武力攻撃災害を防止し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施しなければならぬ。
- 2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。
- 3 対策本部長は、武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害を防止し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずることができ。
- 5 内閣総理大臣は、この法律に規定するもののほか、前項の規定による要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、同項の武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならない。
- 6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防止し、及び軽減しなければならない。

(発見者の通報義務等)

- 第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官(次項及び第四項において「消防吏員等」という。)に通報しなければならない。
- 2 消防吏員等は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。
- 3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 消防吏員等は、第一項の規定による通報を受けた場合において、その旨を市町村長に通報することができないときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。
- 5 前二項の規定による通知又は通報を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その旨を関係機関に通知しなければならない。

(緊急通報の発令)

第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)を発令しなければならない。

- 2 緊急通報の内容は、次のとおりとする。
- 1 武力攻撃災害の現状及び予測
 - 2 前号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に對し周知させるべき事項

(関係機関への緊急通報の通知等)

- 第一百条 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。
- 2 第四十七条の規定は、市町村長が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 3 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(緊急通報の放送)

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

第二節 応急措置等

(生活関連等施設の安全確保)

- 第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずよう要請することができる。
- 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
 - 3 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。
 - 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他

当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じ必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。第百十九条第三項及び第四項において同じ。)(その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のために必要な支援を求めることができる。

5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があったとき、又は事態に照らし特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することができる。

6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。

7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入制限区域からの退去を命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることができる。この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、第五項の規定による立入制限区域の指定について必要な指示をすることができる。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛

散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの(以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。)(に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者(次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。)(に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときにについて準用する。

(石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処)

第百四条 武力攻撃に伴って発生した石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号の石油コンビナート等特別防災区域をいう。)(に係る災害への対処に関する同法の規定の適用については、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画(特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあつては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画)」と、同法第二十三条第二項中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部」とする。

(武力攻撃原子力災害への対処)

第百五条 原子力防災管理者(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第百九十二条第二号において同じ。)(は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所(同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)(外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)(へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。)(、所在都道府県知事(同法第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)(、所在市町村長(同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。)(及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の関係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)(に(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、指定行政機関の長並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長(に)通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長(同項の関係周辺市町村長をいう。)(にその旨を通報するものとする。

2 指定行政機関の長は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知しなければならない。

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事、事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、次項及び関係隣接都道府県知事、事業所外運搬に係る事実があると認めるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。

4 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたとき

- について準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。)に通知しなければならない。
- 5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、第一項前段の規定による通報又は第四項後段の規定を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を関係指定地方公共機関に通知しなければならない。
- 7 対策本部長は、第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告があった場合において、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次に掲げる事項の公示をしなければならない。
- 一 武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害(以下この条において「武力攻撃原子力災害」という。)の発生又はその拡大を防止するための応急の対策(以下この条において「応急対策」という。)を実施すべき区域(以下この条において「応急対策実施区域」という。)
- 二 当該武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に對し周知させるべき事項
- 8 第四十五条及び第四十六条の規定は、対策本部長が前項の公示をした場合について準用する。
- 9 内閣総理大臣は、第七項の公示があつたときは、対策本部長の求めに応じ、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、応急対策を実施させなければならない。
- 10 対策本部長は、第七項の公示をしたときは、直ちに、応急対策実施区域を管轄する都道府県知事に対し、住民の避難その他の所要の応急対策を実施すべきことを指示しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第七項の公示があつた場合において、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。
- 12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要があるとなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。
- 13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は、第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは、「第一項に規定する事象」と、同項及び同条第二項中「定めるところにより」とあるのは、「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中「原子力災害」とあるのは、「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「主務大臣」とあるのは、「指定行政機関の長(原子力災害対策特別措置法第二十四条第二項に規定する主務大臣に限る。）」と、「事象」とあるのは、「事実」と、同法第二十六条見出しを含む(中)「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同条第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）」の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言

- 」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七条第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、原子力事業者については、原子力事業者防災業務計画で定める例により」と、同法第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定める例により」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策(前項の規定による公示があつた時以後において、武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。以下この条において同じ。）」と、同項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他」とあるのは「応急対策実施区域その他」と、同号及び同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」とあるのは「応急対策実施区域等」と、同項第四号中「原子力災害が生ずる蓋然性を含む。」の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。
- 14 原子力防災専門官(原子力災害対策特別措置法第三十条第一項の原子力防災専門官をいう。)は、第一項前段又は第三項の規定による通報があつたときは、その状況の把握のために必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集に関する助言その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。
- 15 国及び地方公共団体は、前二項の規定による措置を講ずる者の安全の確保に關し十分に配慮しなければならない。

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止)

第六十六条 指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七十条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴つて放射性物質、放射線、サリン等(サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第二条に規定するサリン等)をいう。)若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤(細菌兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤をいう。(若しくは毒素(同条第二項に規定する毒素をいう。))又は危険物質等による汚染(以下単に「汚染」という。))が生じたことにより、人の生命、身体

又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救済及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項前段の場合において、内閣総理大臣は、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、汚染の拡大を防止するため必要な協力を要請することができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

4 内閣総理大臣は、放射性降下物による障害の防止に関する対策について、原子力安全委員会に対し、汚染の拡大を防止するための措置の実施に関する技術的事項に関し必要な助言を求めることができる。

第百八条 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。

四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

五 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

2 前項の規定は、前条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講ずる場合について準用する。

(土地等への立入り)

第百九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、前二条の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機(次項において「土地等」という。)に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 前二条の規定は、第百七条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講ずる場合について準用する。

(協力の要請に係る安全の確保)

第百十条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第百七条第二項及び第三項の規定により関係都道府県知事並びに関係市町村長、関係消防組合の管理者又は警視總監又は道府県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、都道府県、市町村及び消防組合の職員(警察官及び消防吏員を含む。)の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第百十一条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 前項の場合において、都道府県知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項の規定による指示をすることができる。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 警察署長又は海上保安部長等は、市町村長又は都道府県知事から要請があったときは、第一項の規定による指示をすることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(市町村長の退避の指示等)

第百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避(屋内への退避を含む。)第四項において同じ。)をすべき旨を指示することができる。

2 前項の規定による指示(以下この条において「退避の指示」という。)をする場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その退避先を指示することができる。

3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 第一項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。

6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

7 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。

8 第一項及び第二項の規定は、市町村長その他第一項に規定する市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができる旨と認められる場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第六項の規定を準用する。

9 第三項及び第四項の規定は、市町村長が前二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(応急公用負担等)

第百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは取用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの(以下この項及び次項において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、第二項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村に」とあるのは「市町村又は都道府県に」と読み替えるものとする。

5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待つかい」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「管区海上保安本部の事務所長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)

第百十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待つかいとは認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(漂流物等の処理の特例)

第百十六条 武力攻撃災害が発生した場合において、水難救護法明治三十二年法律第九十五号(第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長又は海上保安部長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第二章の規定は、警察署長又は海上保安部長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管する場合について準用する。

(武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示)

第百十七条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者(水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二条第二項の水防管理者をいう。)に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

2 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、前項の規定による都道府県知事の指示を待つかいとは認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(武力攻撃災害を防御するための消防に関する消防庁長官の指示)

第百十八条 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該措置について指示することができる。

(消防の応援等に関する消防庁長官等の指示)

第一百九条 消防庁長官は、武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。以下この条において「被災市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下この項及び次項において「消防の応援等」という。)に関し、当該被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 消防庁長官は、前項の場合において、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とする被災市町村のため、当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とする被災市町村のため、当該被災市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあっては当該応援出動等の措置を講ずべきことを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあっては当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(消防等に関する安全の確保)

第二百十条 消防庁長官及び都道府県知事は、前三条の規定による指示をするときは、これらの規定に規定する措置を講ずるため出動する職員の本全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(感染症等の指定等の特例)

第二百一十條 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って既に知られている感染性の疾病(一類感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第七十四号)第六条第二項の一類感染症をいう。)を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、同法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同条第八項の規定にかかわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができる。この場合における同法第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣の定める期間」と、同条第一項中「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中「前項の政令で定められた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、「当該政令で定められた疾病」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二百一一条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた疾病」と、同項の政令により」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中「前項の厚生労働大臣の定めるところにより」とあるのは「前項の厚生労働大臣が定めた疾病」であることとする。

2 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)第二条の検疫感染症以外の感染性の疾病(同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、検疫を行わなければならない。

原体が国内に侵入し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第三十四条の規定にかかわらず、当該疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び第四章(第三十四条の二から第四十条までを除く。)の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用することができる。この場合においては、同法第十六条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定めることができる。

3 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って感染性の疾病(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第二項の一類疾病(以下この項において「一類疾病」という。)及び同条第三項の二類疾病を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認めるときは、同条第二項第九号の規定にかかわらず、当該疾病を一類疾病として指定することができる。

(埋葬及び火葬の特例)

第二百二十二条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

(保健衛生の確保への協力)

第二百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、地方公共団体の長及びその職員は、その要請を受けて住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(廃棄物処理の特例)

第二百二十四条 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第三十七号)次項及び第三項において「廃棄物処理法」という。(第二条第一項の廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の特例地域(以下この条において単に「特例地域」という。)を指定したときは、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準(以下この条において「特例基準」という。)は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第七条第一項本文若しくは第六項本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、

廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

5 環境大臣は、第一項の規定により特例地域を指定し、又は第二項の規定により特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

(文化財保護の特例)

第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等(重要文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第二十七条第一項の重要文化財をいう。)、重要有形民俗文化財(同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。))又は史跡名勝天然記念物(同法第九十九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。))をいう。以下この項及び第三項において同じ。))の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者(同法第三十一条第二項(同法第八十条において準用する場合を含む。))及び同法第九十九条第二項の管理責任者(をいう。))、管理団体(同法第三十二条の二第五項(同法第八十条において準用する場合を含む。))及び同法百一十五条第一項の管理団体をいう。))又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人(以下この条において「所有者等」という。))に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他の保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2 文化財保護法第三十六条第二項及び第三項並びに第八十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による命令又は勧告に従つて必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等は、文化庁長官に対し、当該重要文化財等の保護のため必要な支援を求めることができる。

4 第一項の場合において、国宝(文化財保護法第二十七条第二項の国宝をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。))若しくは特別史跡名勝天然記念物(同法第九十九条第二項の特別史跡名勝天然記念物をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。))の所有者等が第一項の規定による命令に従わないとき、又は所有者等に国宝若しくは特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するための措置を講じさせることが適当でないと認めるときは、文化庁長官は、当該国宝又は特別史跡名勝天然記念物について、自ら滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置を講ずることができる。

5 文化財保護法第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第二項並びに第八十六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

6 文化財保護法第三十九条第一項及び第二項の規定は、都道府県の教育委員会が前項において準用する同法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて第四項の措置を講ずる場合について準用する。

7 国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者等は、正当な理由がなくて、第四項の規定に基づいて文化庁長官が講ずる措置又は第五項において準用する文化財保護法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて都道府県の教育委員会が講ずる措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第三節 被災情報の収集等

(被災情報の収集)

第二百二十六条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報(以下「被災情報」という。))の収集に努めなければならない。

2 被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(被災情報の報告)

第二百二十七条 市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

4 指定地方行政機関の長及び指定公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、当該指定地方行政機関を管轄し、又は当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長に報告しなければならない。

5 第三項に規定するもののほか、指定行政機関の長は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

第二百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、その内容を国会に報告しなければならない。

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置

(生活関連物資等の価格の安定等)

第二百二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(金銭債務の支払猶予等)

第二百三十条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合におい

て、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(資金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第九十九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等)

第三十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第七条までの規定は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合について準用する。この場合において、同法第二条の見出し及び第七条中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同法第二条第一項中「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定武力攻撃災害が」と、同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定武力攻撃災害発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは「特定武力攻撃災害に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の」とあるのは「特定武力攻撃災害の」と読み替えるものとする。

(武力攻撃災害に関する融資)

第三十二条 政府関係金融機関は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、当該大規模な武力攻撃災害に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第三十三条 日本銀行は、武力攻撃事態等において、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第二節 生活基盤等の確保に関する措置

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第三十四条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第十号の電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十号のガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者(水道法(昭和三十三年法律第七十号)第三条第五項の水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同法の水道用水供給事業者をいう。)、及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項の工業用水道事業者をいう。)である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水

を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第三十五条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業者(営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項の一般信書便事業者をいう。))である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保)

第三十六条 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の適切な管理)

第三十七条 河川管理施設(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項の道路及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。)、港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。)、及び空港(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下この条において同じ。))の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

(武力攻撃災害に関する指導、助言等)

第三十八条 災害に関する研究を業務として行う指定公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国、地方公共団体及び他の指定公共機関に対し、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三節 応急の復旧

(応急の復旧)

第三十九条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない

ない。

(応急の復旧に関する支援の求め)

第四百十条 前条の場合において、都道府県知事等又は指定公共機関は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長等又は指定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めることができる。

第六章 復旧、備蓄その他の措置

(武力攻撃災害の復旧)

第四百十一条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

第四百十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給)

第四百十三条 都道府県知事及び市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。

(物資及び資材の供給の要請)

第四百十四条 都道府県知事又は市町村長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

第四百十五条 指定行政機関の長等は、第四百十二条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第四百十六条 第四百十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第四百十七条 指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(避難施設の指定)

第四百十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

(避難施設に関する届出)

第四百十九条 前条第一項の避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築その他の事由により当該施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、同項の規定による指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(避難施設に関する調査及び研究)

第五十条 政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない。

(職員の派遣の要請)

第五十一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関指定公共機関である特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項の特定独立行政法人をいう。)をいう。以下この項及び第五十三条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣のあっせん)

第五百二十二条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、前条第一項の職員を派遣について、あつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、都道府県知事等にあつては地方自治法第二百二十二条の十七第一項の職員を派遣について、市町村長等にあつては同項の職員又は地方独立行政法人法第九十一条第一項の職員(指定地方公共機関である同法第二条第二項の特定地方独立行政法人(次条において「特定指定地方公共機関」という。)の職員に限る。)の派遣について、あつせんを求めることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求める場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第五百二十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱)

第五百二十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替えるものとする。

(交通の規制等)

第五百五十五条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。)(以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 災害対策基本法第七十六条第二項及び第七十六条の二から第七十六条の四までの規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法第七十六条の二第五項中「前条第一項」とあり、同法第七十六条の三第五項中「第七十六条第一項」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十五条第一項」と、同条第一項、第三項及び第四項並びに同法第七十六条の四中「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と、同法第七十六条の三第三項及び第六項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と読み替えるものとする。

(電気通信設備の優先利用等)

第五百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第

九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(赤十字標章等の交付等)

第五百五十七条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊信号(第一追加議定書(千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)(第八条(三)の特殊信号をいう。次項及び第三項において同じ。)(又は身分証明書(第一追加議定書第十八条(三)の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。)(をみだりに使用してはならない。

2 指定行政機関の長又は都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号。次項及び第四項において「赤十字標章法」という。)(第一条及び前項の規定にかかわらず、指定行政機関の長にあっては避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関又は当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。次条第二項第一号において同じ。)(である医療関係者(第八十五条第一項の政令で定める医療関係者をいう。以下この項及び次項において同じ。))に対し、都道府県知事にあつてはその管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者又は当該避難住民等の救援に必要な援助について協力をする者が行う医療のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(次項及び次条において「場所等」という。)(を識別させるため、赤十字標章等(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。次項及び第四項において同じ。)(、特殊信号又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

3 前項に規定する医療機関及び医療関係者以外の医療機関及び医療関係者は、武力攻撃事態等においては、赤十字標章法第一条及び第一項の規定にかかわらず、これらの者(これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。以下この項において同じ。)(又はこれらの者が行う医療のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、医療機関である指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、医療機関である指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の、その他の医療機関及び医療関係者にあつては当該者が医療を行う地域を管轄する都道府県知事の許可を受けて、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を 사용할ことができる。

4 赤十字標章法第三条の規定は、武力攻撃事態等においては、適用しない。ただし、対処基本方針が定められる前に同条の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、同条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、前項の規定にかかわらず、赤十字標章等を使用することができる。

(特殊標章等の交付等)

第五百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章(第一追加議定書第六十六条(三)の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。)(又は身分証明書(同条(三)の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。)(をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者(以下この項において「指定行政機関長等」という。)(は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの(指定行政機関長の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。)(又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付

し、又は使用させることができる。

- 一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員
 - 二 都道府県知事 当該都道府県の職員(次号及び第五号に定める職員を除く。)
 - 三 警視總監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
 - 四 市町村長 当該市町村の職員(次号及び第六号に定める職員を除く。)
 - 五 消防長 その所轄の消防職員
 - 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員
- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、第一項の規定にかかわらず、当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に係る業務を行う者(当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。)(若しくは当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の許可を受けて、特殊標章又は身分証明書を使用することができる。)

第七章 財政上の措置等

(損失補償等)

- 第五百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)、第八十二条、第一百零三条第一項若しくは第三項(同条第一項に係る部分に限る。)、同条第五項(同条第一項に係る部分に限る。)(において準用する災害対策基本法第六十四条第七項若しくは第八項、第二百五条第四項又は第二百五十五条第二項において準用する同法第七十六条の第三項後段(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)(の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。)
- 2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。
- 3 前二項の規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第一百五十五条第一項又は第二百一十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら原因によって受ける損害を補償しなければならない。
- 3 前二項の規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

(総合調整及び指示に係る損失の補てん)

第六十一条 国は、国民の保護のための措置(第四百四十一条に規定する武力攻撃災害の復旧に關する措置を除く。)(の実施に關し、都道府県又は指定公共機関に対し、事態対処法第十四条第一項の規定により対策本部長が総合調整を行い、又は第五十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項、第六十八条、第七十三条第一項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第八十一条の規定により内閣総理大臣が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって当該都道府県又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該都道府県又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該都道府県又は指定公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。)

- 2 都道府県は、国民の保護のための措置の実施に關し、市町村又は指定地方公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、第二十九条第一項の規定により都道府県対策本部長が総合調整を行い、又は第六十七条第二項(第六十九条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第七十三条第二項第七十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により都道府県知事が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該市町村又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該市町村又は指定地方公共機関が損失を受けたとき、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該市町村又は指定地方公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。
- 3 前二項の規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第六十二条 国は、別に法律で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他の必要な措置を講ずることができる。

2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第六十三条 国は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国所有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

2 地方公共団体は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

(国民の保護のための措置等に要する費用の支弁)

第百六十四条 法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第百六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第百十九条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

(市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

第百六十七条 都道府県は、都道府県知事が第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国及び地方公共団体の費用の負担)

第百六十八条 次に掲げる費用のうち、第百六十四条から前条まで(第百六十五条第二項及び前条第二項を除く。第三項において同じ。)の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用

二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用

三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用

四 第百五十九条から第百六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)

2 第四十二条第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第百六十四条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 前二項の規定により国が負担する費用を除き、第百六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。

(国の補助)

第百六十九条 国は、地方公共団体が国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用で前条第三項の規定により当該地方公共団体が負担するものについて、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(起債の特例)

第百七十条 次に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの武力攻撃災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

(武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置)

第百七十一条 前三条の規定にかかわらず、第百四十一条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、別に法律で定めるところによる。

2 前項の法律においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう国費による必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 政府は、第一項の法律が施行されるまでの間においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第八章 緊急対処事態に対処するための措置

(国、地方公共団体等の責務)

第百七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態(事態対処法第二十五条第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。)においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置(緊急対処事態対処方針(同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。))が定められてか

ら廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第八十三条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十五条第三項第二号に掲げる措置緊急対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずることにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、緊急対処事態においては、緊急対処措置を実施する確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、この法律で定めるところにより、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（国民の協力等）

第七十三条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第七十四条 緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

（国民の権利利益の迅速な救済）

第七十五条 国及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

（指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置）

第七十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

（都道府県の実施する緊急対処保護措置）

第七十七条 都道府県知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 都道府県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十六条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは、「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

（市町村の実施する緊急対処保護措置）

第七十八条 市町村長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 市町村の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十六条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは、「緊急対処事態対処方針」と、同条第五項中「第十一条第四項」とあるのは「第一百七十七条第三項において準用する第十一条第四項」と読み替えるものとする。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する緊急対処保護措置）

第七十九条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関が前項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。

（安全の確保）

第八十条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

（緊急対処事態対策本部の所掌事務等）

第八十一条 緊急対処事態対策本部（事態対処法第二十六条第一項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。）は、事態対処法第二十七

条において準用する事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置の総合的な推進に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務
- 2 第二十四条第二項から第七項までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、同条第二項中「国民の保護のための措置」とあるのは、「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

(基本指針等の必要記載事項)

第百八十二条 政府は、緊急対処事態に備えて、基本指針において、第三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

- 2 指定行政機関の長、都道府県知事、市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画において、第三十三条第二項各号、第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第三項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。
- 3 都道府県知事及び市町村長が前項の規定により緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定める場合における第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定の適用については、第三十七条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号中「国民の保護のための措置」とあるのは、「国民の保護のための措置(緊急対処保護措置を含む。）」とする。

(準用)

第百八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節(第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。)及び第三節(第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。)、第四十二条、第二章(第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第三章(第八十八条及び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第四十一条、第四十三條、第四十四條、第四十七條及び第五十一条から第五十六条まで並びに第七章(第六十一条第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害(武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。以下同じ。)
第十五条第一項	第二十条	第百八十三条において準用する第二十条
第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十三条、第四十四条第一項、第四	対策本部長	緊急対処事態対策本部長

十五條第一項、第五十一條、第五十二條第一項から第四項まで、第五十三條、第五十四條第八項、第七十三條第三項、第七十四條、第九十七條第三項から第五項まで、第一百零三條、第一百五條第二項、第七項から第十項まで及び第十二項、第二百二十七條第三項及び第五項並びに第二百二十八條第一項第十八條第二項	第十二條第一項後段	第百八十三条において準用する第十二條第一項後段
第二十條第一項	第十五條第一項	第百八十三条において準用する第十五條第一項
第二十三條の見出し	武力攻撃等	緊急対処事態における攻撃等
第二十三條、第四十四條第一項及び第七十三條第四項	武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
第二十三條、第七十四條第二項、第七十五條第一項、第八十五條第一項、第九十一條第一項、第九十四條第一項、第九十七條(見出しを含む。)、第九十八條第一項及び第三項、第九十九條第二項第一号、第二百二條第一項から第三項まで、第五項及び第八項、第二百三條の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、第二百四條の見出し、第六六條(見出しを含む。)、第六十一條第一項及び第二項、第六十二條第一項及び第五項、第六十三條第一項から第三項まで、第六十四條第一項及び第二項、第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條(見出しを含む。)、第六十八條(見出しを含む。)、第六十九條第一項及び第二項、第七十二條、第七十三條第一項、第二百二十四條第一項、第	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害

第二十五條第一項及び第二十七條第一項	都道府県国民保護対策本部	事態対処法第九條第六項同条第十三項において準用する場合を含む。の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案	事態対処法第二十五條第四項同条第十項において準用する場合を含む。の規定により緊急対処事態対処方針の案又は緊急対処事態対処方針の変更の案
第二十七條第一項	都道府県国民保護対策本部		都道府県緊急対処事態対策本部
第二十六條、第四十五條第一項、第六十三條第一項及び第二項、第六十七條第五項、第七十條第三項、第七十二條、第百條第一項及び第三項、第百一條、第百八條第一項、第百二十七條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第百五十二條第一項	市町村国民保護対策本部 前条第一項		市町村緊急対処事態対策本部 第百八十三條において準用する前条第一項
第二十八條第一項	都道府県国民保護対策本部長		都道府県緊急対処事態対策本部 第二項
第二十九條第八項	市町村国民保護対策本部長 、対策本部長		市町村緊急対処事態対策本部長 、緊急対処事態対策本部長
第三十條	第二十五條第四項		第百八十三條において準用する第二十五條第四項
第三十一條	第二十七條から前条まで		第百八十三條において準用する第二十七條から前条まで(第二十九條第四項及び第七

第四十四條第一項、第九十七條第五項、第百二條第八項、第百五條第九項及び第百七條第一項	対処基本方針	項を除く。)
第四十四條第二項第二号	武力攻撃が	緊急対処事態における攻撃が
第四十五條の見出し	対策本部長等	緊急対処事態対策本部長等
第四十六條、第百八條第二項、第百二十八條第一項及び第百六十九條	前条第三項	第百八十三條において準用する前条第三項
第四十七條第一項、第四十九條、第七十五條第一項、第百四十條及び第百五十四條	前条	第百八十三條において準用する前条
第四十八條及び第百五條第八項	第四十五條第一項	第百八十三條において準用する第四十五條第一項
第五十條	第四十五條第二項	第百八十三條において準用する第四十五條第二項
第五十一條第二項	第四十五條から前条まで	第百八十三條において準用する第四十五條から前条まで
第五十二條第一項及び第七十三條第三項	第四十四條第一項	第百八十三條において準用する第四十四條第一項
第五十二條第三項	第五十四條第一項	第百八十三條において準用する第五十四條第一項
第五十二條第七項	第四十六條	第百八十三條において準用する第四十六條
第五十二條第八項	第四十九條	第百八十三條において準用する第四十九條
第五十三條第三項	前条第四項から第八項まで	第百八十三條において準用する前条第四項から第八項まで
第五十四條第二項	第五十二條第二項各号	第百八十三條において準用する第五十二條第二項各号
第五十四條第四項及び第六十一條第四項	第四十七條第二項	第百八十三條において準用する第四十七條第二項
第五十五條第一項	第五十三條第一項	第百八十三條において準用する第五十三條第二項

第五十五条第二項	前条第一項後段	第一項
第五十五条第三項	前条第七項	第八十三條において準用する前条第七項後段
第五十七條及び第一百一条	第五十條	第八十三條において準用する第五十條
第五十七條並びに第五十八條第七項及び第九項	第五十四條第七項	第八十三條において準用する第五十四條第七項
第五十七條	第五十五条第三項	第八十三條において準用する第五十五条第三項
第五十八條第四項	第五十四條第三項	第八十三條において準用する第五十四條第三項
第五十八條第六項	第五十四條第六項	第八十三條において準用する第五十四條第六項
第五十八條第八項及び第六十九條第一項	第五十五条第一項	第八十三條において準用する第五十五条第一項
第六十三條第一項	第七十六條第一項、第七十八條第一項	第七十八條第一項
第六十四條第一項、第六十六條第一項、第六十七條第二項、第六十九條第二項及び第七十條第一項	第六十二条第一項	第七十七條の四第二項
第六十九條第二項	第六十二条及び	第八十三條において準用する第六十二条及び
第七十一条第一項	第七十三條第二項から第四項まで	第八十三條において準用する第六十二条第二項から第四項まで
第七十二条	指定公共機関又は指定地方公共機関	指定地方公共機関
第七十三條の見出し	指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長	都道府県対策本部長
第七十三條第三項及び第四項	内閣総理大臣等	都道府県知事
	内閣総理大臣及び都道府県知事	都道府県知事

第七十三條第三項及び第六十一条第三項	指定公共機関及び指定地方公共機関	指定地方公共機関
第七十三條第四項	前二項	前項
第七十四條第一項	第五十二條第一項	第八十三條において準用する第五十二條第一項
第七十五條第一項第一号及び第八十四條第一項	第八十二条	第八十三條において準用する第八十二条第一項
第七十七條第二項	第八十條第一項	第八十三條において準用する第八十條第一項
第七十八條	第三百三十五條第二項	第八十三條において準用する第三百三十五條第二項
第七十九條第一項	第五百五十五條第一項	第八十三條において準用する第五百五十五條第一項
第七十九條第二項	第七十一条第二項	第八十三條において準用する第七十一条第二項
第八十一条第一項	第七十三條	第七十三條第二項から第四項まで
第八十二条第一項	次条第一項	第八十三條において準用する次条第一項
第八十二条第二項	第八十四條第一項	第八十三條において準用する第八十四條第一項
第八十三条第一項、第八十四條第一項及び第八十九條第一項	第八十一条第二項	第八十三條において準用する第八十一条第二項
第八十九條第二項	第八十一条第三項	第八十三條において準用する第八十一条第三項
第九十六條第三項及び第二百五十二条第三項	前条第二項	第八十三條において準用する前条第二項
第九十七條第七項、第四百四條、第五百五條第一項及び第七項、第七七條第一項並びに第二百一十一條	武力攻撃に	緊急対処事態における攻撃に
第九十九條第一項	武力攻撃災害が	緊急対処事態における災害が
	武力攻撃災害による	緊急対処事態における災害による
	武力攻撃災害緊急通報	緊急対処事態における災害に係る緊急通報

第百零二条第二項	第四十七条	第百八十三条において準用する第四十七条
第百零二条第四項	第百十九條第三項	第百八十三条において準用する第百十九條第三項
第百零三条第一項	第百七条	第百八十三条において準用する第百七条
第百零五条の見出し並びに同条第七項第一号及び第二号、第十一項、第十三項並びに第十四項	武力攻撃原子力災害	緊急対処事態における攻撃による原子力災害
第百零五条第一項及び第百五十二条第二項	次条	第百八十三条において準用する次条
第百零九条第一項及び第百五十三條	前二条	第百八十三条において準用する前二条
第百零九条第三項	第百七条第三項	第百八十三条において準用する第百七条第三項
第百十條	第百七条第二項	第百八十三条において準用する第百七条第二項
第百二十條及び第百七十一條第一項	前三條	第百八十三条において準用する前三條
第百二十一條第一項	第百二十一條第一項	第百八十三条において準用する同法第百二十一條第一項
第百五十一條第一項	第百五十三條	第百八十三条において準用する第百五十三條
第百五十五條第二項	第百五十五條第一項	第百八十三条において準用する同法第百五十五條第一項
第百五十九條第二項及び第百六十條第二項	第八十五條第一項	第百八十三条において準用する第八十五條第一項
第百六十條第一項	第七十條第一項	第百八十三条において準用する第七十條第一項
第百六十一條第二項	第二十九條第一項	第百八十三条において準用する第二十九條第一項
	第六十七條第二項	第百八十三条において準用する第六十七條第二項
	第六十九條第二項	第百八十三条において準用する第六十九條第二項

第百六十五條第一項	第七十九條第二項	第百八十三条において準用する第七十九條第二項
第百六十六條	第十二條第一項	第百八十三条において準用する第十二條第一項
第百六十七條	第十四條第一項	第百八十三条において準用する第十四條第一項
第百六十八條第一項及び第三項	第七十六條第一項	第百八十三条において準用する第七十六條第一項
第百六十八條第一項	第百六十四條から前条まで	第百八十三条において準用する第百六十四條から前条まで
	第百六十五條第二項	第百八十三条において準用する第百六十五條第二項
	第二章	第百八十三条において準用する第二章(第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。)
	第三章	第百八十三条において準用する第三章(第八十八條及び第九十三條を除く。)
	第四章	第百八十三条において準用する第四章
第百六十八條第二項	第百五十九條から第百六十一條まで	第百八十三条において準用する第百五十九條、第百六十條並びに第百六十一條第二項及び第三項
	第四十二條第一項	第百八十三条において準用する第四十二條第一項
	第百六十四條	第百八十三条において準用する第百六十四條
第百七十一條第一項	第百四十一條	第百八十三条において準用する第百四十一條

第九章 雑則
(大都市の特例)

第百八十四条 第三章第一節(第七十六条及び第七十九条第二項(第七十一条第二項に係る部分を除く。))を除き、前条において準用する場合を含む。
(並びに第百四十八条、第百四十九条、第百五十二条第二項、第百五十三条第二項(前条において準用する場合を含む。))及び第百六十条第二項(前条において準用する場合を含む。))の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、これらの規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

2 前項の場合における第七十四条の規定の適用については、同条第二項中「避難先地域を管轄する都道府県知事」とあるのは「避難先地域を管轄する都道府県知事を経由して、避難先地域となる当該都道府県の区域内の指定都市の長」と、同条第二項中「当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事」とあるのは「当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事を経由して、当該被災者が発生した当該都道府県の区域内の指定都市の長」とする。

3 第一項の場合において、指定都市の長は、第百四十八条第一項の規定による指定をし、又は第百四十九条の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(特別区についてのこの法律の適用等)

第百八十五条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

2 第六十二条第二項から第四項まで(これらの規定を第六十九条第二項(第百八十三条において準用する場合を含む。))及び第百八十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに第六十六条第一項及び第七十条(これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定は、特別区の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合(以下「消防組合」という。))の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。))又は長」とあり、同条第四項中「当該消防組合の管理者又は長」とあるのは「都知事」と、同条第二項及び第四項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「特別区」と、「当該市町村」とあるのは「当該特別区」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「特別区の消防長」と、「消防団長」とあるのは「当該特別区の消防団長」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第百八十六条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。))は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第百八十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第百八十八条 第百三条第三項(同条第五項(第百八十三条において準用する場合を含む。))及び第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定

による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百六条(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による指定行政機関の長の命令に従わなかった者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十一条第三項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による都道府県知事(第七十六条第一項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定によりその権限を市町村長が行う場合にあつては、当該市町村長の保管命令又は第八十一条第四項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の保管命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者

二 第百五十七条第一項の規定に違反して同項の特殊信号若しくは身分証明書をみだりに使用し、又は第百五十八条第一項の規定に違反して同項の特殊標章若しくは身分証明書をみだりに使用した者

第百九十条 第百五十五条第一項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百九十一条 第百八条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号(これらの規定を同条第二項(第百八十三条において準用する場合を含む。))及び第百八十二条において準用する場合を含む。))の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは都道府県知事又は市町村長、消防組合の管理者若しくは長若しくは警視總監若しくは道府県警察本部長の命令に従わなかった者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条第一項若しくは第二項(これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第百五条第一項前段(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、指定行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通報しなかつた原子力防災管理者

三 第百二十五条第七項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者

第百九十三条 第百二条第七項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による警察官若しくは海上保安官の制限若しくは禁止若しくは退去命令又は第百十四条(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による市町村長、都道府県知事、警察官若しくは海上保安官若しくは出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の制限若しくは禁止若しくは退去命令に従わなかった者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第百九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百八十八条、第百八十九条

第一号又は第九十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（抄）

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 災害にかかった者の救出
 - 六 災害にかかった住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- ② 救助は、都道府県知事が必要があると認められた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
- ③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）（抄）

第九条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

② 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第二十四条 第九条、第十一条、第十四条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - 六 緊急輸送の確保に関する事項
 - 七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

（原子力災害事後対策及びその実施責任）

第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域（第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。）における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
 - 二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
 - 三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになつていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、緊急事態応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報
 - 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他他

◆地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の概要

1 概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を平成24年5月1日とするもの。

2 参照条文

○地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第96条第2項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

※地方自治法の一部を改正する法律の公布の日：平成23年5月2日

3
法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。
原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他の必要な措置を講じなければならない。

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令要綱

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年五月一日とすること。

政令第三百三十六号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年五月一日とする。

理由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 参照条文

○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年五月二日法律第三十五号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十六条第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第五百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三段法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第五百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三

- 三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第五百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。））、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。））、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に關することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適當でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。